

平成29年12月第4回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 平成29年12月4日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 石井孝昭
8番 桜田秀雄
9番 林修三
10番 山口孝弘
11番 小高良則
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小山栄治
19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫

会計管理者	金崎正人
財政課長	會嶋禎人
国保年金課長	吉田正明
高齢者福祉課長	田中和彦
下水道課長	中村正巳
水道課長	山本安夫
市民課長	春日葉子
社会福祉課長	日野原広志
障がい福祉課長	廣森孝江
子育て支援課長	高梨富美子
健康増進課長	石井健一
市民協働推進課長	古内博

・連絡員

秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	大木俊行
社会福祉課長	日野原広志
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利佳信
教 育 次 長	村山のり子

・連絡員

教育総務課長	川名弘晃
--------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	大木俊行
-------------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長 内海洋和

.....
1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事	務	局	長	川	崎	義	之
副		主	幹	小	川	正	一
副		主	幹	中	嶋	敏	江
主			査	須	賀	澤	勲
主		査	補	嘉	瀬	順	子
主	任	主	事	藏	村	隆	雄

.....
1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成29年12月4日（月）午前10時開議

日程第1 議案の上程
議案第10号から議案第13号
提案理由の説明
日程第2 一般質問

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者の追加は配付のとおりです。

次に、12月3日までに受理した陳情1件については、その写しを配付しておきました。

次に、来年1月開催予定の八街っ子夢議会の勉強のため、市内の小・中学生及び高校生が今日から3日間、議会を傍聴しますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第10号から第13号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、条例の改正1件、平成29年度八街市一般会計補正予算、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算、平成29年度八街市水道事業会計補正予算の4議案でございます。

議案第10号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、今年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告に鑑み、公民較差を縮め、職員の給与を適正水準に保つため、給与表の引き上げ及び期末・勤勉手当の見直しに伴い、所要の改正をするものでございます。

議案第11号は、本議会におきまして、平成29年度八街市一般会計補正予算（第4号）を提案させていただいたところですが、今回、追加提案いたしました補正予算は、一般会計補正予算（第4号）の議決後の見込額に1千395万2千円を追加し、歳入歳出の総額を208億9千934万1千円にしようとするものでございます。

これは、実住保育園の大規模改修工事費3千25万6千円の増、人事院勧告及び職員の育児休暇・休職等による一般職人件費1千493万8千円の減、下水道事業特別会計繰出金136万6千円の減によるものでございます。また、保育園施設整備事業費について、平成29年度中に事業が完了しない見込みであるため、繰越明許費の設定を行うものでございます。

議案第12号は、本議会におきまして、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を提案させていただいたところですが、今回、追加提案いたしました補正予算は、下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決後の見込額から、歳入歳出それぞれ136万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億2千773万9千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金136万6千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、4月1日付の人事異動等により、人件費等136万6千円を減額す

るものでございます。

議案第13号は、本議会におきまして、平成29年度八街市水道事業会計補正予算（第2号）を提案させていただいたところですが、今回、追加提案いたしました補正予算は、収益的支出につきましては、水道事業会計補正予算（第2号）の議決後の見込額に63万1千円を追加し、収益的支出の総額を10億2千121万3千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算に13万4千円を追加し、資本的支出の総額を3億3千665万7千円とするものでございます。これは、人事院勧告に伴う人件費の増によるものでございます。

以上、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

ただいま上程されました議案第10号から第13号に対しての質疑通告は、11月29日に上程された議案とあわせて、明日、午後1時までには通告するよう、お願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

おはようございます。誠和会の林修三でございます。12月の定例会におきましても、個人質問の機会をいただきましたので、早速伺ってまいります。

少子高齢化が日本全体で進む中、八街市にあっても、やがて7万人台を割ってしまいそうな状況下にあります。そんな中で、質問①11月の広報やちまたで人口プラス14人とありましたが、この状況をどう分析されているか、まずお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

日本の総人口が減少している中、本市も例外ではなく、平成16年をピークに人口が減少している状況でございます。昨年と人口を比較しても、平成28年9月末の人口は、7万2

千193人でありましたが、本年9月末では7万1千442人となり、751人、1.04パーセントの減少となっております。

本年9月につきましては、ご質問にあったように、前の月と比較し、14人の増加となり、その内訳を日本人と外国人の数で見ますと、本年9月の日本人の数は6万9千450人で、前の月と比べ25人の減少となる一方、外国人の数は1千992人で、39人の増加となっております。このように、日本人の減少以上に外国人の転入が多いことから、本市の人口が増加したものでございます。

また、前年の9月と比較しても、日本人の数は889人、1.26パーセント減少している一方、外国人の数は138人、7.44パーセントの増加となっているなど、近年、外国人の数は年々増加している状況であり、外国人に対する雇用増加の影響があると思われま

す。人口減少問題につきましては、今後の行財政運営に大きな影響を与える重要な課題であり、人口減少対策の効果は、すぐにはあらわれにくいものでございますが、人口減少の抑制と地域経済の活性化を図ることを目的とする、八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策を着実に推進し、人口減少の抑制に努めてまいります。

○林 修三君

11月の広報を見たときに、私はプラスという数字が見えたので、よかったなという思いがありましたが、12月の広報やちまたでは、またマイナスになっていました。やはり減っているんだなという思いは否めないわけですが。

プラス14人になった11月の広報やちまたのことで答弁がありました。これは結果的に外国人の増というようなお答えでございましたので、この現象というのはこれからもしばらく続くのかなと、私的には考えます。

いずれにしても、外国人を受け入れる対応とか、あるいは外国人子女の学校でのしっかりとした対応については、八街市において今後も取り組まなければいけないことだと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に、人口減少と相まって、人口移住等によると考えられる、②空き家、空き店舗の増加現象をどう考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、住宅や店舗など、建築物の老朽化、社会的ニーズや産業構造の変化等に伴い、空き家等が増加することにより、それがもたらすさまざまな問題が懸念されるところであります。本市としましては、適切な管理が行われていない空き家等の増加が、防災、衛生、景観等の地域住民への生活環境に影響を及ぼすことは、十分認識しているところでございます。

今後は、空き家となる可能性のある建築物の所有者や、既に空き家となっている建築物の所有者に対して、空き家等の活用方法や処分方法についての情報提供を進め、さらに空き家等にかかる相談を適切に対応することができるよう、体制を準備してまいりたいと考えております。

なお、11月25日、中央公民館を会場に、空き家関連の専門知識を持った有識者の方々による空き家セミナーと無料相談が開催されたところでございます。

また、空き店舗の増加要因といたしましては、経営者の高齢化や後継者不足による廃業などが主な要因と捉えております。さらに、市内に大型のスーパーマーケットなどが進出していることに加え、通信販売やネット販売など、新たな販売方法が構築されていることも要因の1つであると認識しております。

なお、空き店舗対策につきましては、調査研究に努めているところですが、個々の空き店舗にも所有者がいるほか、社会状況の変化もあることから、現時点では、本市を含め多くの自治体で、明確な対応策まで見出せていないものと認識しております。

○林 修三君

空き家や空き店舗については、所有者とか、そういった関係の絡みで大変大きな課題があるわけですが、ただ、社会現象として、このまま放っておいていいということではありません。他の自治体との関係の中で、明確な対応策はないという答弁でございましたけれども、だからといって、八街はそのままでもいいのかということには、私はならないと考えます。そこで今後も市として有効利用する方策を、国と県とのパイプや、あるいは商工会議所とか関係諸団体があるわけですから、その中で八街市ならではの対応について、早い段階で打ち立ててほしいと思います。特に空き家の利活用は、工夫次第では、それぞれの地方でもうまくいっている例もありますので、それらに倣いながら、効果のあるものについて考えてほしいと思います。

次に、八街市における市立幼稚園が3園ございますけれども、いずれもクラス編制に頭を痛めているようでございます。そこで、幼稚園児減少の中、今後の八街市立幼稚園の展望について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ご質問のとおり、市立幼稚園では、平成27年度288名、平成28年度261名、平成29年度211名と、園児の数は年々減少しております。

市立幼稚園では、来年度も継続して運営してまいります。同じように減少している私立幼稚園の状況や、各保育園の待機児童の状況も注視してまいります。今後の園児の減少によっては、統廃合や定員の削減が必要になることも考えられます。

○林 修三君

ここ数年の幼稚園児数が減少しているというデータが出ました。ということは、遠からず、幼稚園児減少の中ですから、やがて壁が立ち上がるということは明らかでございませぬ。ですから、そういうことから、早いうちに手だてを考えていく必要があるかと思ひます。

そこで、今、私立幼稚園のことも含めてという答弁がありましたけれども、いわゆる私立幼稚園、市立幼稚園、それから保育園、さらには認定こども園といったことを含めながら、

子どもの支援策について、総合的に判断していくという立場から、ぜひいろんな形を考えていただきたいなということで、特に再質問はいたしませんけれども、大きな課題となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、子どもも大人も土曜、日曜を含めた休日に、何かの癒しを求めるのは、ごく普通のことでございます。しかし、果たして八街市では、どこで何をして過ごしたらいいのかということで、多少悩むところがあります。そこで、④休日を過ごす環境の諸整備について、どうお考えか、お伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人口減少が進展している中、住みよい街づくりには、休日などの余暇活動の充実も重要であると考えます。

本市におきましては、昨年3月に、八街の魅力を詰め込んだ「るるぶ八街」を発行したところであり、発行にあたっては、「あったかな笑顔とまぶしい緑に魅せられて、暮らしたくなる街」をキーワードに、レジャースポットやレストラン、散策マップなどを掲載し、多くの皆様方にごらんいただいているところでございます。この中で、美しい自然を多く残す八街南部の地域において、愛犬との宿泊施設、カフェやレストランなど、さまざまな施設を備える小谷流の里ドギーズアイランドなど、これまでの八街市にはなかった自然環境を有効に活用した民間の観光施設を掲載するほか、市のプロモーションビデオにおきましては、谷津田の景観を活かして、散策やバーベキューなどが楽しめる施設、山桜とほたるの里を紹介するなど、新たな八街の魅力を全国に発信し、多くの皆様方に利用されている状況でございます。

また、同時期に、観光農園マップを発行し、「遊びにおいでよ やちまたへ」をキーワードに、本市の観光農園でさまざまな農業体験ができる内容を掲載し、本市の基幹産業である農業を観光資源として活用していただいているところでございます。

そのほか、市内には、市民の皆様方が休日を過ごす憩いの場となる、けやきの森公園、芝の牧場公園、八街中央公園やスポーツプラザなどの、緑豊かな公共施設もございまして、これらさまざまな施設を利用いただき、今後も官民それぞれの魅力を最大限に活用し、市民の方々が休日をさまざまな形で快適に過ごせる、住みよい街づくりを推進してまいります。

○林 修三君

市民が休みの日に、特に千葉なり東京あたりに勤務して疲れているお父さんが休みの日に八街でどう過ごそうかなということは、やっぱり一番関心のあることだと思うんですけども、残念ながら今のところ図書館と公民館等を利用されていると思うんですけども、ふらりとどこかへ出かけて行って、近くで過ごしたいという、そういった場所にはちょっと、まだまだ課題があるのかなという気がいたします。この際、ぜひ大人の人、特に今、20歳から40、50歳あたりの世代がどう過ごしたいのかというのを、調査をもう一度行っていただく中で、それに対する手当てを、もう一回模索してみたいかなということや。

今、答弁の中に南の地域の開発ということがありました。るるぶ八街を活用しながら、大変元気の出る八街に変わりつつありますが、一番の課題となるのは足の便なんですよね。例えば隣の佐倉とか千葉から八街に遊びに来ました、南部地域へ行って、そういうのがあるなら行ってみたいと考えても、今あるのは、ふれあいバスが1日に1ないし2便しかないのです。やはりそこまで行くのに、気楽に行ける対策をしないと、いいものがあったても、なかなか利用していただけないということになるのではないかと思います。

したがって、特に南の地区では大変、レジャーを含めて、総合的に開発していただきましたけれども、どうぞ先ほどのいろんな、けやきの森公園とか、馬の公園とか、説明がありましたけど、過日はペットボトルツリーもあって、大変あの辺も賑わっておりますが、ぜひそこへ来て、すぐ出かけられる、そして癒されるような場に、これからも課題がここにありますので、取り組んでいただければなということをお願いします。ぜひお願いしたいと思います。

次に、お隣の印西市は住みたいまちのナンバー1と聞いておりますけれども、八街市と何がどう違うんだろうと、ちょっと日頃、私も考えているのですけれども、⑤ということで、住みたいまちと思える要件について、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の総合計画2015を策定するにあたり、街づくりに関する市民意識調査を平成25年度に実施し、これからの街づくりへの期待について、アンケート調査を実施したところでございます。これからの街づくりの視点として最も多く挙げられたものは、安心して暮らせることで、安心できる生活環境整備への期待が寄せられております。また、交通の便利なおことが次いで多く挙げられており、安心して暮らせることとともに、これからの街づくりの重要な分野として求められております。

このようなことから、優先して進めるべき施策として、道路の体系的な整備や公共交通の充実といった、道路や交通環境の改善に多くの市民の期待が寄せられており、道路や公共交通などのインフラの整備充実を図るとともに、次世代を担う若い世代、子育て世代が住みやすい環境、子どもを産み育てやすい環境や、教育環境の整備、産業振興による雇用の確保などを進め、市民一人ひとりが、心身ともに生涯にわたって安全で安心して穏やかに暮らすことができる街づくりを推進しているところでございます。

特に市民の期待が大きい、道路や交通環境の充実を図る施策について、具体的に申し上げますと、現在、朝陽小学校入り口の国道409号の交差点改良や、国道126号の沖入り口交差点改良、一区50号線の道路拡幅工事等の道路整備を行っているところであり、また、本年10月からは、ふれあいバスの再編や、高齢者への外出支援策として、タクシー乗車料金への助成事業である高齢者外出支援タクシー利用助成事業を実施するなど、道路や交通環境の充実を図る施策を推進しているところでございます。

今後も、住みたい、住み続けたいと感じる街づくりのため、総合計画や総合戦略等に掲げた各種施策を着実に推進してまいります。

○林 修三君

先ほども申しましたけれども、足の便ということを見ると、やはり市民たちは八街が暮らしやすいなというのは、やはりすぐにそういうところへ出かけられるというような整備だというふうに考えますが、北村市長になりましてから、かなり道路については努力いただいて、バイパスを含めて、いろんな道路がよくなってまいりました。それは今、これからもこういうことをやるんだと具体的に説明がありましたので、目に見える形で市民も大変喜んでいることだと、私も考えます。

それから、安心して暮らせることということで答弁がありましたけれども、安心して暮らせる中には、いろんな要素がそこに入っていますので、もっと市民が安心して暮らせるということに対しては、何を考え、何を要求しているのかということ、やっぱり知っていく必要があるかと思えます。ですから、こういったことについての調査もすべきかなと考えますが。

それに加えて、答弁でもちょっと触れていましたけれども、やっぱり若者あるいは女性の方たちが安心してこのまちに住みたい、暮らしていきたいんだということが大事なことかなと思えます。やっぱり若者の声が聞こえるまちというのは、活力にあふれていますし、元気のあるまちでございます。ぜひ若者たちが魅力あふれる八街なんだと思えるような街づくりに取り組んでいていただきたいし、若者たちにも、どういうことを考えているのかを聞くことによって、若者たちが意識化していくかなと思えますので、それに向けた取り組みをしていていただければなと願います。

次に、質問事項2に入ります。

まず、安心安全環境の諸整備の中で、①防災対策本部設置時における連携体制について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

大規模災害発生時の災害対策本部を設置した場合の市議会との連携につきまして、平成25年修正の本市地域防災計画では、具体的な取り組みは定めておりませんが、市議会におきまして、平成26年4月に、市内での地震、台風その他による災害の発生時における議員の迅速かつ適切な活動の指針を定める八街市議会災害対策支援会議設置要綱が制定されておりますことから、相互の災害の情報提供や被災地域等の調査協力など、市議会との連携を図りまして、災害の未然防止、災害の拡大防止及び災害の復旧に努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

確かに議会の方にも災害対策の組織がございますので、その辺の連携をこれからも図ってほしいのですが、他の関係機関でも、そういった対策組織があるわけですので、実際

にあるのですが、それが本当に大事なときに機能するか、しないかが勝負ですから、年に1回でもいいので、そういった組織が連携をとれるような、何かそういった集まる機会とか、あるいは何か話し合う機会とか、そういったものを持っていったらいかがかなと思います。ぜひ、この件についてはご検討いただければと思います。

次に、防災対策本部設置外における市長部局体制について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市域におきまして、震度4から5弱の地震が発生した場合及び災害が発生するおそれのある気象状況となった場合、災害対策本部設置前の体制としましては、総務部長または副市長が責任者となり、防災課、総務課及び施設管理担当課が、被害状況と情報等の収集及び伝達、災害に対する準備処置及び応急措置、関係機関への連絡、局地内災害への注意及び警戒等の活動する体制をとることとなっております。

10月の台風21号、22号時には、防災課及び道路河川課を中心とした建設部の職員が警戒体制をとり、被害状況及び気象等の情報の収集の活動を実施いたしました。また、被害の拡大や被災の処理にあたって、施設管理担当では対応できない場合のため、必要に応じて職員が参集する庁内の応援態勢を整えたところでございます。

○林 修三君

大きな災害以外も、言われたような事故等については、そういう組織を設置して取り組むわけですが、それ以外のものですね、この間のような台風の雨等のときに、私がおもひ間違っていたらすみませんが、私が見た目では、防災課、道路河川課、総務課等の一部が市役所に詰めて、夜通しで対応されているというふうに見えます。しかし、災害の大小にかかわらず、こういったときは市長部局全部を挙げて臨むべきことなのかなと、私的には思っていますので、ぜひ市役所の中での庁内のローテーション編成ですね、ローテーション編成をちょっと組んでいただきながら、一部に偏りのないような、そういった対応をされてはいかがかなと。これは私の要望です。ぜひご検討いただきたい。このように思います。

③、次に、地域防災体制の現状について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害時におきましては、自助、共助の取り組みが地域の防災力の向上を図ることにつながると考え、八街市総合防災訓練を、順次、小学校区ごとに実施するとともに、区長会議や地域で行われる会議等に担当職員を出席させ、自助、共助と自主防災組織の重要性を説明するとともに、自主的な地域の防災活動を実施する区、自治会等には資機材の購入経費のほか、組織の整備に要する経費を助成し、自主防災組織の結成促進に努めておりまして、自主防災組織は、本年4月以降に5団体結成され、市内16団体となっております。

今後も、市民と行政が協力いたしまして、市民の生命、財産を守ることのできる災害に強い体制づくりのため、地域の自主防災活動を育成、支援を行い、地域の防災体制の充実に努

めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

今年はプラス5、地域防災体制が増えたということなので安心しましたけれども、さらにこれが増えていくように、地域の掘り起こしをぜひお願いしたいと思います。

というのも、こういう地域の防災については、地域が中心になりながら、最後はやっぱり共助の体制が整うか、整わないかによって、大変な災害から逃れられることなのかなと考えられますので、ぜひ、この辺について、さらに増えていく方向で取り組んでいただければ幸いです。

次に、④想定外を想定するマニュアル作りについて、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年の熊本地震では、複数の市町で災害対策拠点となる庁舎が損壊し、庁舎外への機能移転を余儀なくされました。庁舎、職員が被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、災害応急対策など、優先的に実施すべき業務を的確に行えるようにする業務継続計画の策定は大変重要であると認識したところでございます。

本市では、内閣府が作成した大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引の検討様式に基づき、非常時優先業務の整理、非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立、職員の参集体制の確立、本庁舎が被災した場合の代替庁舎のリスト作成などの検討を行い、庁内関係部署との調整作業を実施しているところでございまして、今年度中に八街市業務継続計画を策定いたします。

また、地域防災計画等は、災害対策の方向性や各機関の役割など、基本事項を定めたもので、具体的な行動は示しておりませんが、大規模災害が発生した場合、職員は災害対策本部の一員として、情報収集、救助、医療救護、避難所の開設、食料・物資の供給など、多数の非常時優先業務を一斉に実施しなければなりません。業務を担当する職員が、すぐに行動できるように、いつまでに、どこで、何をを使って、誰と連携して、どのように実施するかを明確にしたマニュアルの作成が必要と考えておりますことから、来年度実施する防災計画の修正とあわせまして、災害対策業務別マニュアルを作成したいと考えております。

○林 修三君

それについては、ぜひマニュアル作りを進めていただきたいと思います。大体いろんな災害あるいは事故を見てみますと、大事故につながっているのは、やっぱり想定外です。まさかとか、あり得ないとか、そういったときの中で起こっているのが多いわけでございますので、そこまでも、やっぱり想定外を想定したものについて、ぜひ作っていただければと思います。

東日本大震災において、大きな災害から逃れた事例として、地域で、みんなで取り組んだとか、あるいは学校での防災教育の重要性がそこに述べられております。

そこで、⑤いざというときのための児童・生徒及び教職員の現状体制についてはどうなっ

ているのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市地域防災計画に基づき、災害発生時には幼児・児童・生徒の安全確保や応急保育・教育を行うことを位置付けております。また、各幼・小・中学校でも、危機管理マニュアルを作成し、災害に応じた職員・児童・生徒の対応について、マニュアル化しております。また、それに基づき、避難等の訓練を定期的に行っております。

有事の際の職員の連絡体制につきましては、職員連絡網において職員同士の連絡体制を構築しておりますが、電話やメール等が確実に通じる状況ばかりではないことから、基本的には各自の状況を鑑みて学校に集合し、避難所の手伝い、応急保育や教育について、管理職の指示のもと、職務を行使することになっております。

○林 修三君

実際には、そのような避難訓練を含めて、あるいは保護者への引き渡し等も含めて、学校では行っているようなので、それをさらに進めていただきたいのですけれども。

これから学校現場では新しい学習指導要領が進められていきますし、八街市教育委員会の方では、学力向上ということに対しての取り組みも必須の課題なんですね。それに加えて英語科あるいは道徳とか、やらなきゃいけないことがたくさん出てきます。そういった中でも心配なのは、やっぱり防災あるいは災害に対する子どもたちの意識化、あるいはすぐに動ける体制、これが大事だと思いますので、学校が忙しさのあまり、つい忘れてしまいがちな、こういう大事な分野を必ず位置付けをして、子どもたちに、いざというときに自然にそういう行動ができる、自然行動化ができる、そういった体制を日頃からやっておく必要があるかと思っておりますので、ぜひひとつ、この辺については学校の方にもお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、質問事項3の未来に拓く街づくりの（1）自治体間交流の①ですが、友好都市交流促進策定について、お考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

友好都市交流につきましては多くの団体で行われ、歴史的経緯や地理的環境など、さまざまなきっかけから行われており、交流分野では、観光や文化、教育分野を中心に、交流が図られていると認識しております。

現在は、市として、国内の自治体との友好都市交流を行ってはいませんが、朝陽小学校におきましては、同じ学校名であることをきっかけとして、青森県弘前市にあります朝陽小学校との交流や、また中学校におきましては、東日本大震災における被災地支援と防災教育の充実等を図るため、ボランティア活動による交流を行ってまいりました。そのほか、市議会におかれましては、先進自治体への視察や、本市への視察受け入れを通しまして、自治

体間交流を活発に行っているところであり、このようなさまざまな分野の交流が友好都市交流の重要な核となるものと思われまますので、引き続き、さまざまな交流を継続し、友好都市交流を活用した市の活性化につきまして、先進事例等の調査研究を行いながら、友好都市交流を促進してまいります。

○林 修三君

これからさまざまな調査をするということでの答弁なので、それでぜひと思いますけれども、私が考えているのは、2020年に東京でオリンピックが開催されます。八街という地の利を考えたときに、そういったときに友好都市を提携していれば、八街においでいただきながら、オリンピックを見に行くとか、そういったことにつながっていくような気がするんですね。ですから、そういうことを考えたときに、できればなるべく時間をかけない、早い段階の中で、そういった友好都市が提携されれば、八街にも元気の出る1つになっていこうかと思っておりますので、よろしく今後ともお願いしたいと思っております。

次に、ゆるキャラブームで、実はびっくりしたというか、うれしかったのは、隣の成田市のウナリ君が全国で1位になったんですね。これは大変うれしい、隣の市としてもうれしいニュースでした。我が八街市のピーちゃん・ナツちゃんは310位だった。でも、これでも上位なんですね。大変よかったな、頑張っているんだなと思えました。また来年に向けて、ピーちゃん・ナツちゃんもさらに上昇して、上に行ければいいのかなと思っております。

そこで、②観光大使としての全国行脚の旅にピーちゃん・ナツちゃんを出して、八街の啓発ができないかどうかについて、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、酒々井町で開催される「千葉氏まつり」、浦安市で開催される「浦安市民まつり」、勝浦市で開催される「かつうら魅力市」、鎌ヶ谷市で開催される「鎌ヶ谷市民まつり」のほか、埼玉県所沢市で開催される「所沢市民フェスティバル」、埼玉県羽生市で開催される「世界キャラクターさみっとin羽生」など、各自治体が主催する各種イベントに出店し、本市特産の落花生や八街生姜ジンジャーエールなどの販売、PRに努めているほか、イベント内容の1つとして、ご当地キャラクターの出演要請がある場合には、可能な範囲でピーちゃん・ナツちゃんや、八街駅南口商店街振興組合のキャラクター「ぼっちくん」が参加しているところでございます。

さらに、本年度は、文京区主催による区制70周年記念の国内交流フェスタ2017が12月8日、9日に開催され、本市も招待を受けておりますので、八街市推奨の店「ぼっち」に出店していただき、落花生や八街生姜ジンジャーエールなどの販売、PRを行うほか、ピーちゃん・ナツちゃんが参加する予定となっております。

今後も、本市の特産品である落花生などの販売やPRを行うことができる機会には、ピーちゃん・ナツちゃんを活用し、自治体間交流に努めてまいりたいと考えております。

○林 修三君

議会の開会日にピーちゃん・ナツちゃんの、このようなバッジをいただきました。議長が胸に付けておりますね。私もこれから付けて、あちこち歩きたいと思っていますけれども、こういった、大変、ピーちゃん・ナツちゃん、これを啓発するという意味では効果のあることなのかなと、私は思うんですけれども。

ピーちゃん・ナツちゃんも、市内はもちろんのこと、今度の12月8日、9日の文京区主催の国際交流フェスタに行かれるのだそうです、大変これは私はいいいことだなと。頑張っしてほしいと思うんですが、行動範囲が、東京とか、せいぜい関東周辺なんです。その辺、やっぱりこれから先ほどの都市交流、姉妹都市交流を含めて、検討してもらいたいなど。もうちょっと行動範囲を広げて、「かわいい子には旅をさせろ」ですから、そういった中で落花生とか八街を広めていくという方策も必要なのかなと、私的には考えます。

付け加えて、もう何歳になったのでしょうか。ピーちゃん・ナツちゃんはまだまだ結婚していません、宣言はしたのですが。ぜひ、もう出生届を出してもいいんじゃないか、ピーちゃん・ナツちゃんの子ども。前にも言ったけれども、できれば双子、ザ・ピーナツ。この辺をイメージして、そういった発想がこれからも必要なのかなと思いますので、その辺を含めてご検討いただければと思います。

最後に、農業の活性化についてでございますけれども、(2)読売新聞の11月16日の夕刊なんですけれども、訪日客向け農泊推進という見出しで記事が出ました。農村滞在型旅行(農泊)の普及に本腰を入れ、政府は観光立国基本推進計画で2020年までに、今の200地域から500地域に、300増やして500地域に増やす方針を挙げました。これは2020年ですから、当然オリンピックに照準を当てているんだと思いますけれども。そこで、2020年には農村滞在型旅行(農泊)が500地域に増える、こういったことの中で八街はどう考えているか、受け入れがあるのかなのか、そのお考えを伺います。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

農泊は、農山漁村の人口減少、農業従事者の高齢化など、過疎化が進む地域において、日本ならではの伝統的な生活体験や、地域の人々との交流を楽しむ滞在の場として、農家民宿や古民家を活用して観光客を誘致し、農山漁村の所得向上につなげるもので、国内においても、農泊に取り組む地域の500地域創出に向け、推進しているところでございます。

本市の農業政策は、大消費地に隣接するという地域の特性を活かした、グリーンやちまたを核とした出荷体制の強化、また機械化、施設化による効率的かつ安定的な農業経営体の育成による農業の活性化に努めてまいりました。しかしながら、本市におきましても人口減少、農業従事者の高齢化など、他の地域と同様な課題がございますので、今後の農業活性化策として、農泊を含め、地域の特性を活かした方策を検討してまいります。

○林 修三君

ぜひ前向きに検討していただきたいのですが、2020年という国が出したこれは、恐らくオリンピックに照準を当てているんだなと私は考えますし、そう捉えられます。20

20年まで、あと3年ですね。この3年の中に2020年のときにオリンピックがあり、その前に平成が変わります。そういった年号が変わるとき、オリンピックがあるとき、このチャンスは何らかの形で街づくり、活性化に捉えなくては、私は惜しいような気がします。ぜひその辺で積極的なアプローチを求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時01分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

報告します。石井孝昭議員より、一般質問するにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会の石井孝昭でございます。12月議会の一般質問にあたりまして、4点の質問をさせていただきます。

質問事項1、所有者不明の土地について。所有者不明土地の現状について、ご質問させていただきます。

所有者不明の土地、いわゆる迷子の土地と言われておりますけれども、迷子の土地は日本全国で面積的には九州全域を上回るともと言われております。地域からの人口流出等に伴い、不動産登記上の所有者が不明になるケースが増えているのが要因といわれております。

そこでお伺いいたします。八街市における所有者不明土地の現状について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成29年度の固定資産税の当初課税に係る納税通知書を、本年4月に3万1千823通、発送いたしました。そのうち、送付先不明で戻ってきたものが176通ございました。その内訳は、納税義務者が死亡した案件が7件で、宛所が不明のものが169件でございます。

納税義務者が死亡した案件につきましては、相続人の調査を行っており、また、宛所不明の案件につきましては、納税義務者の住所の確認等を行っておりますが、納税義務者が所在不明のため、現在も調査を継続している案件が98件ございます。

○石井孝昭君

なぜ、このような所有者不明の土地問題が注目されるようになったかというのは、少子高

齡化が叫ばれている、また人口減少が進んでおり、使われない土地問題が農村だけでなく都市部にも、農地だけでなく市街地にも拡大しております。国民全体の問題となっていることが背景にある、このように言われております。また、このことが空き地、空き家問題にも大きくつながっており、八街市として、このような問題、所有者不明土地について、広がった背景をどのように捉えているか、ご質問いたします。

○総務部長（山本雅章君）

所有者不明土地ですけれども、これにつきましては相続登記がなされないまま長期間放置されていること、このことが土地所有権の問題を複雑化させておりまして、このあたりが所有者不明土地が増加している大きな要因であるというふうに考えております。

○石井孝昭君

部長、ごもつともであると思いますので、またその質問については、3問目で質問させていただきたいと思います。

質問要旨2、所有者不明の農地、今度は農地ですね、現状について、ご質問いたします。

農業では以前より所有者不明農地が遊休化したり、担い手への農地集約を妨げる問題となっております。そこで、八街市における所有者不明農地の現状について、ご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農林水産省が平成28年度に実施した相続未登記農地等の調査結果では、登記名義人が死亡していることが確認された農地、いわゆる相続未登記農地及び、そのおそれのある農地は全農地の20.8パーセント、面積で93.4万ヘクタールとなっております。八街市においては、全農地の10.5パーセント、面積で359.7ヘクタールが相続未登記農地となっております。

○石井孝昭君

八街市の全農地の10.5パーセント。1割強が相続未登記にされているということで、この問題は結構、今まではあまり表に出なかったのですけれども、今は結構、報道なり、新聞紙上に載ってきています。

そこで、質問要旨3ですけれども、所有者不明土地、また所有者不明農地の問題と解決策について、ご質問させていただきます。

所有者不明土地が発生する、農地が発生する要因として、相続人が名義変更しない、都会に出た所有者が土地を放棄していく、土地の放棄や荒廃、災害復旧や公共事業を行う際に了解が得られず事業が進まないなどの問題があると言われております。所有者不明土地問題研究会、元総務大臣の増田寛也座長によれば、今後、九州全域の面積を上回り、2040年には全国の約20パーセント、約410万ヘクタールにも及ぶ。このように予想されております。また、今後さらに増加が予想されております。

八街市において、所有者不明土地、所有者不明農地の問題と解決策について、ご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

相続未登記農地を経営基盤強化促進法での貸し借りや、農地中間管理機構に貸し付けようとする、法定相続人を探索して同意を集めなければならないため、農地の円滑な貸し付けの妨げとなっております。また、農地に限らず、相続登記が放置されますと、子、孫、ひ孫と、相続権を持つ人が増え、権利関係がさらに複雑になります。全国農業新聞によりますと、農林水産省では所有者不明農地の有効活用に向けた具体案を検討しているとの報道がありますので、有効な具体案が示されることを期待しております。

○石井孝昭君

ご答弁のとおりなんですけれども、一番の問題は遺産相続、遺産分割、これが問題だというふうに言われております。相続手続の不徹底もある、このように言われておりますけれども、相続人が名義変更せずに塩漬けになっている土地、もしくは農地はどのぐらいあるか、ご質問いたします。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

塩漬けかどうかということにはわかりませんが、先ほどご説明した359.7ヘクタールのうち、遊休農地、農地として使われていない農地が28.6ヘクタールございますので、この28.6ヘクタールにつきましては、ちょっと問題のある、塩漬けになっているのかなというふうに推測しております。

○石井孝昭君

問題として、28.6ヘクタールが遊休農地の中でも解決されないだろうと把握されているということがございます。問題として、相続人の相続登記が義務ではないという制度問題、これが国の方でも言われております。

農地の売却や基盤整備などの際は登記が義務付けられていますけれども、日常生活の中では手間と時間をかけて手続する、なかなか必要がないということが理由に挙げられております。

今年度、八街市において、先ほど市長答弁にもありましたけれども、固定資産税納税通知書を3万1千823通、発送して、176通が戻ってきたと。このように答弁がございました。

例えば、納税者が死亡した案件、これが7件ということでもありますけれども、私が以前の一般質問で、かつてさせていただきました死亡者課税、死亡者に課税しているということが判明して改善されてきているのですけれども、死亡者課税について、今のところ、現状があるのか、ないのか、ご質問いたします。

○総務部長（山本雅章君）

固定資産税の死亡者課税ですけれども、以前にご指摘をいただきまして、その後、死亡者課税の解消に向けて努力してきたところでして、実際のところ、納税義務者が市内の方である場合には相続等も容易に把握できるという状況がございますけれども、納税義務者が市外

の場合ですと、なかなか相続人調査というものが難しい。それから、そもそも納税義務者が生存しているのか、死亡しているのか、そういったことの把握自体も難しいということもございますけれども、現在では死亡者課税は行っておりません。そもそも課税自体が無効になるということで、市では現在、そのようなことは行っておりません。

○石井孝昭君

それは改善されたと理解してよろしいということですね。

市長答弁でも、98件が今調査中ということでもあります。今年度中に全て解決できれば、よりよい話になると思うんですけれども、やはり固定資産税の台帳なり住基台帳をひもといていかないと、なかなかこの問題はちょっと難しいところがあるというふうに理解しているのですけれども。

例えば課税保留している案件というのが今現在どのぐらいあるのか。また、課税保留する際の要綱というのは市で作成しているのか、ご質問いたします。

○総務部長（山本雅章君）

課税保留ということですが、今年度に限らず、前年度から引き続き依然として不明であるというものがございまして、件数で申し上げますと26件ございます。参考までに申し上げますと、26件の内訳、固定資産税の課税保留措置を行っているものは、宅地で約5千400平方メートル、それから雑種地で約990平方メートル、田んぼですね、これが約1千平方メートル、畑で約2万9千平方メートル、山林その他で約6千400平方メートル、合計で約4万3千平方メートル程度が課税保留というふうになっております。

○石井孝昭君

所有者不明土地とか農地が問題解決した場合の資産価値、これはどのぐらいあるのか、把握されているか。また、どのぐらい、仮にこの問題が解決した際に市税収入としてどのぐらいの税収アップになるのか、わかる範囲で結構ですので、ご質問いたします。

○総務部長（山本雅章君）

固定資産税額ということだと思いますが、固定資産税を課税するにあたりまして、課税標準額、評価額とは別に課税標準額というものがございまして、その金額を申し上げますと2千96万円程度でございます。ですけれども、固定資産税には課税が免除される免税点というものもございまして、ちょっとここから税額を導き出すというのはなかなか困難であるかと思いますが、あえて申し上げますと100万円程度ぐらいにはなるのではないかと思います。

○石井孝昭君

ちょっと私が調べたところによると、仮に、この問題が日本全国で解決した場合、1千800億円以上の増が見込まれるということでもあります。ですから、今は国としても非常に財政困難な中で、この問題を解決しようということで、次の国会審議の方に上程されるというふうに伺っておりますけれども。

八街市の場合、20万円以下がたしか免税点になると思うんですけれども、特に農地が恐らく多いと思うんですけれども、把握はどのようにしているか、ご質問いたします。

順番にお願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

免税点の問題ですけれども、ちょっとこれは個々の納税者ごとに名寄せしていかないと把握できませんので、申し訳ございません。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

農業委員会といたしましては、うちの方で把握しておりますのは、あくまでも農地の地番、所有者等でございます。評価額関係の方はちょっと把握してございません。

○石井孝昭君

免税点20万円以下の土地というのはなかなか難しいと思います、確かに、山林も含めてですけれども。行く行くは名寄せ台帳で調べていくしかないかなと思っておりますけれども。

さきの決算の書類に、相続財産法人の件が1件、たしか計上されていたと思います。今回の所有者不明土地に恐らく絡んでいるのですけれども、相手先を特定する際に、所有者、相手先として相続財産法人を作って、国なり裁判所で買って、その対応に支出する金額が八街市の決算書に出ていたと思うのですけれども、その件を部長が把握されていれば、ちょっとご答弁いただけますか。

○総務部長（山本雅章君）

ご質問のとおり、昨年度、平成28年度におきまして、これは滞納処分の一環として行ったものでございまして、租税債権回収のために、市が利害関係人として申し立てを行っております。件数にすれば1件。

申し立てを行いまして、固定資産ですね、土地とか建物、これが相続財産法人というふうになるのですけれども、それをやるためには裁判所の方に供託金として100万円を支払わなければいけない。その100万円につきましては、相続財産法人の管理人、通常は弁護士さんですとか、そういった方が対応するものだと思いますけれども、供託金の100万円の中から管理人に対して報酬が支払われる。ですから、そういった必要となる供託金、それから滞納金額、この辺を精査した上で、利益がある場合に、租税債権回収のために、こういった申し立てを行ったものでございます。

○石井孝昭君

資産価値が100万円、例えば安価な土地とか建物だったら、それを申し立てても、あまり、八街市の不利益ばかりで、損ばかりしちゃいますから、ちょっと価値の高いというか、大型案件、さきの議会でも390件ぐらいあるということでしたけれども、それにつながっていけばいいなということで、1件ほどあったということで、ご質問させていただきました。

最後に、相続の未登記の農地の件でご質問させていただきますけれども、相続人の全容が不明な一方、その8割は特定の相続人が固定の資産税を払っているという現状であります。費用負担している農地の実際の管理者が担い手に利用権を設定しようとする場合、過半数の同意が必要となると、先ほどお話がありました。今現在、利用権の設定は農地法上では5年以内というふうに限られています。また、所有者不明や耕作の見込みがない農地、そしてこ

の前に作られた農地中間管理機構、この中身のいわゆる内容でも、一定の手続を踏めば、都道府県知事の裁量を経て、5年間の利用ができる。このようになっておりますけれども。

農地対策により、利用権の設定が今後どのような扱いになるのか、ご質問させていただきます。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

現行制度で遊休農地等で利用権を設定しようとするすると、さまざまな困難な状況がございます。全国でも活用例は2件、0.56ヘクタールにとどまっているということがございます。現在、農林水産省の方では何らかの制度をとろうということで、いろいろ今、協議している段階ということで聞いておりますが、恐らく、現行制度ですと民法上5年というのが決まっておりますから、5年なんです、5年間だけではなかなか、農地中間管理機構につきましては10年間となっておりますので、その辺の、民法上では5年ですが、それを長く伸ばせるような、そういう施策を農林水産省の方で検討していくものと考えております。

○石井孝昭君

それでは、次の質問に移ります。

質問事項2、障がい者・障がい児福祉の推進について。

要旨1、ヘルプマーク・ヘルプカードの推進について、ご質問いたします。

皆様に配付させていただきました資料もごらんいただきながら、お聞きいただければと思います。

平成18年10月11日に可決、成立しました「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」では、障がいのある人もない人も、誰もがお互いの立場を尊重し合い、支え合いながら安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。そして、このような地域社会を実現するためには、今私たちに求められているのは、障がいのある人に対する福祉サービスの充実とともに、障がいのある人への誤解や偏見をなくしていくための取り組みとして始められました。

東京都から始まったヘルプカードは、いまや全国へと広がりつつあります。千葉県では障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるためのヘルプカード及び普及啓発用チラシを作成しました。

そこで、お伺いいたします。八街市におけるヘルプマーク、ヘルプカードの推進について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ヘルプカードは、義足や内部障害、妊娠初期など、外見からは支援や配慮を必要としていることがわからない方が携帯することにより、災害時や日常生活の中で困ったときに、住所や緊急連絡先、配慮や手助けしてほしいことを記入し、周囲の方に支援や配慮を求めるカードでございます。このカードには、援助が必要なことを知らせるためのヘルプマークが表示

されています。今年度、千葉県から県内でデザインを統一したカード及び啓発チラシが配布されており、希望者には、障がい福祉課の窓口において、カードをお渡ししております。

本市では、ヘルプカードの趣旨を理解することが大切であることから、各課職員や市民に対し、通知や広報やちまたに掲載し、チラシを窓口配置することにより周知啓発をしております。また、教育委員会でも各小・中学校の教職員等に対し、周知を図っております。今後も継続した周知啓発に努め、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

こちらがヘルプカードということでもありますけれども。

実際、このヘルプカードは千葉県で作っているのですけれども、東京都ではショルダーバッグか何かちょっと付けて、おしゃれな感じのバッグで、言葉が話せない方、聴覚障害がある方とかが電車の中とかでお付けになっていらっしやって、今のご答弁のとおりであります。

9月15日発行の広報やちまたにも、ヘルプカード、ヘルプマークが掲載されました。その後、市内でヘルプカードは何人ぐらいに発行されて、ご利用されているか、ご質問させていただきます。

○障がい福祉課長（廣森孝江君）

ヘルプカードの配付枚数でございますが、11月末現在で72枚を配付しております。

○石井孝昭君

今、担当課長より72枚ということでありましたけれども、仮に必要とされているだろうと予想されている、市として、件数というか、人数はどのぐらいいらっしやるのか、ご質問いたします。

○障がい福祉課長（廣森孝江君）

お答えいたします。

実際に必要な枚数ということもございますけれども、まず妊娠初期ということで、平成28年度で382件、母子手帳交付数でございますけれども、なっております。その中で、妊娠初期の方から、実際に必要であるということは、まだ伺っておりません。

あと、障がいの方ですけれども、障がい全体の手帳所持者については平成29年3月末現在で言いますと2千355件ございます。その中で実際に内部障害、いわゆる内臓の障がいにつきましては745件、また義足等の細かい数はちょっと把握していませんので、肢体不自由ということで1千227件ございます。

○石井孝昭君

まだ始まって間もないですから、私も、先ほどの市長答弁にありましたけど、妊娠初期の方という市長答弁がありましたけれども、そういったところ、始められておりますので、担当課は別の課になると思いますけれども、連携して、ヘルプカードのチラシとか、カードの推進をちょっと広めていただけたらどうかと、このように思います。

そこで、県ではヘルプカードの使い方として、住所や連絡先、手助けしてほしいこと等を、個人情報保護に留意してカードに記載して、普段から携帯を促しております。携帯方法は、先ほど申し上げたとおり、市販のカードホルダーに入れて、かばんの外に付けている等、障害種別、状況、考え方によって適切な方法を工夫して携帯してください、このように言われています。

このカードを利用して、災害時、緊急時、また日常生活の中で困ったときに周囲の方に示して手助けを求めてほしいとしておりますけれども、さらなる周知が必要だと思えます。障がい者、障がい児への普及促進はもとより、市民の皆様への周知促進も欠かせないものと思えますけれども、市民の皆様への周知は今後どのように図っていくのか、ご質問いたします。

○障がい福祉課長（廣森孝江君）

周知でございますけれども、今現在も各種障害団体もしくは窓口等での配付、あと福祉計画推進協議会。今、福祉計画を作成している中で、その委員さんたちにも配付しております。

今年度末、今、福祉計画を策定しているところでございますけれども、その中にも啓発の内容を示して、市民の皆様にお知らせしていければいいかなと考えております。

○石井孝昭君

今現在、流山市とか千葉市とかでも実際に使われておりますし、社会福祉協議会ともしっかり連携して、普及促進に努めていただければありがたいと思いますので、担当課、よろしくお願い申し上げます。

障がいのある人に対する差別の多くは誤解や偏見、障がいのある人に対する理解が不十分である、このようなことから生まれております。また、差別はそれとは気付かずに行われることも多いことを考えれば、差別をなくす取り組みは、さまざまな立場の市民がお互いに理解を深め、協力し合って進めていくことが重要と思われまますので、福祉に優しい八街市であってほしい、このような思いであります。

質問事項3に移らせていただきます。教育について。

要旨1、新教育長の選考基準について、ご質問いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年10月1日より施行されることになりました。今回の改正は教育委員会の中で、その代表者である教育委員長と、事務などを総括する教育長を一本化して、新教育長を置くことにより、教育委員会の会務を総理し、会議の主宰者、具体的な事務の執行の責任者、事務局の指揮監督者、このような立場の教育委員会の代表になります。その新教育長を首長が任命するということでございますけれども、お伺いいたします。

新教育長の選考基準について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本定例会に提案いたしました教育長の任命については、平成26年に改正され、平成27

年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、初めて新教育長の任命について、提案したものでございます。この改正の趣旨につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うとされております。

ご質問の選考基準についてでございますが、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関して識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると法律に定められていることから、この趣旨に基づき、人選いたしました。

今回提案いたしました加曾利佳信氏におかれましては、教育、学術、文化に関し、識見を有するとともに、本市教育行政の発展に熱意を持って取り組んでいただけるものと、期待しているところでございます。

○石井孝昭君

今、市長答弁をいただきました。今回の改正においては、首長が自ら直接、教育長を任命する、議会がもちろん承認ということになるのですけれども。

今回言われているのは、任命責任が明確化されるということになりますけれども、任命責任の明確化について、市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（北村新司君）

まず、教育長の任命については、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、改めまして申し上げる次第でございます。

この任命にあたりましては、教育者の知識、経験はもとより、その人柄や八街市の教育行政に関わりが深く、本市の教育行政の現状を十分理解した上で、さらに教育方針に沿った教育の発展、充実を図ってくださる人材ということで、考慮したところでございます。また、私が加曾利氏のことを4年間、教育長としての仕事ぶりを見るにつけ、余人に変えがたいと評価しておりますし、このことから、あえて変える必要が見当たりませんので、今回こういった提案をしたところでございます。

また、教育における市長の権限強化ということであろうかと思えます。地方行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、平成27年4月1日から教育長と教育委員長を一体化した新たな教育長を設けること、新教育長の任期は3年で、首長が議会の同意を得て任命すること、首長が主宰する総合教育会議を設けること、総合教育会議で教育に関する大綱を策定することが定められました。教育における首長の権限は一定程度、強化されることとなりましたが、これにより責任体制を明確にするとともに、首長と教育委員会の協議の場が正式化されましたことで、子どもの育成を地域で支える施策などにつきまして、連携をさらに強化できることになりました。

今後におきましても、教育の中立性、独立性には十分配慮しつつ、八街市の教育行政を、教育委員会とともに連携してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

質問要旨 2 に移ります。新教育長の教育指針、教育方針について、ご質問いたします。

新教育長の教育指針、方針については、現・加曽利教育長が自ら、12月議会の初日に表明されました。私が言うのも大変生意気ですけれども、とても加曽利教育長らしい、思いのこもった立派な所信表明だったかと思っております。今までの4年間の総括、そして今後の八街市の教育への熱い思いを、改めてお聞かせいただければありがたいと思います。

○教育長（加曽利佳信君）

答弁いたします。私は新教育長をまだ拝命しておりませんので、新教育長候補という立場で答弁させていただきます。

教育指針及び方針につきましては、本会議初日に所信表明させていただきましたが、改めてここで、その一端を述べさせていただきます。

私はこの4年間、豊かな心を持ち、夢を抱き、たくましく生きる八街市の教育の具現化、充実に取り組んでまいりました。そのために、八街市の次代を担うために必要な基礎学力の習得、そして豊かな心を持ち、しっかりと夢と希望を抱くことのできる児童・生徒の育成のために、教育長として何をなすべきかを第一に考えてまいりました。この方針は今後も継続して、八街市民の教育に対する期待に応えたいと考えております。

まず、学校教育では「児童・生徒が勉強がわかり学校が楽しい」の実現のために、全てではございませんが、具体的に次のことを実践していきたいと考えております。

まず1つ目は、教育センター機能の充実を図り、主体的、協働的な学習の展開支援を行います。

2つ目としては、タブレット端末等を導入し、ICT教育の充実を目指し、今以上に理解しやすい授業展開、学習環境の充実を図ります。

3つ目は、幼・小・中・高連携教育を通して、地域に根差した人材の育成や基礎学力の向上を目指します。

4つ目は、今後始まる外国語科や特別の教科、道徳の円滑な実施を支援し、グローバル化する社会に対応できる児童・生徒、豊かな心を持ち、夢や希望を持った児童・生徒の育成を目指します。

以上のように、新学習指導要領の円滑な実施や、きめ細かな学習が展開できるための環境づくりに誠心誠意、努力し、安心して登校し、楽しく学習できる幼稚園、学校づくり、時代を自らの力で生き抜ける人材の育成に、市長部局との連携を大切にしつつ、邁進してまいりたいと存じます。

次に、社会教育では、いつでもどこでも誰でも楽しく学ぶことのできる八街市の生涯学習の実現のため、努力してまいりましたが、今後も次のことに重点を置き、文化の薫り高い八街市の社会教育を目指します。

1つ目としては、八街市独自の事業を積極的に推進し、市民の学習ニーズに即した事業を展開し、さまざまな年代や多様な学習要求に応える公民館活動、図書館活動を目指してまい

ります。

2つ目としては、多くの文化団体やスポーツ団体と連携し、すそ野の広い文化活動を展開するとともに、市民が積極的に参加できる文化事業、スポーツ事業の支援をしていきます。

教育は不断の努力と確実性が大切であると思います。時間はかかりますが、できることから一步一步、確実に実現し、土台のしっかりした教育委員会を目指してまいりたいと考えます。新教育委員会制度が始まります。その目的である迅速な危機管理体制の構築、教育委員会の審議の活性化などのために、全力で取り組みたいと考えます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

質問要旨3に移ります。八街市の今後の教育委員会のあり方について、ご質問いたします。

後日、審議される新教育長の就任に伴い、新しい教育委員会が発足し、運営されていくと思います。今後の八街市教育委員会はどのような形になるのか、お伺いさせていただきます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市における新教育委員会制度への移行については、既に施行されている地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成29年12月22日より、新教育長の就任を機に、新しい教育委員会が運営されることとなります。これにより、教育委員長の役割と教育長の役割が一本化し、新たな教育長が誕生することとなります。具体的な新教育長の役割は、教育委員会会議の主宰者、事務執行の責任者、事務局の指揮監督者といった責務を負う、新教育委員会の代表者となります。これからの新教育委員会は、教育長と4名の教育委員が並立し、市の重要な教育施策に対して、市長との連携を図りながら十分論議を重ね、よりよい教育のあり方を考えていくこととなります。

○石井孝昭君

12月22日からということで、4年の任期が終わり次第、新しい任期に入る、このような理解であると思います。

首長が4年の任期だとすれば、新教育長は3年ということで、その間に1回のチェックができる、このようなことになるというふうに伺っておりますけれども。

今、社会人においても、いじめの問題等、いろいろありますけれども、今回の改革によって、市内にいじめ問題が発生して、仮に自殺等が起こった場合においても、再発防止のために、国が教育委員会に直接指示できるということを今回明確化したということでもあります。

今回はいじめ問題は取り扱わないのですけれども、仮に新教育長がご就任になって事故があった場合、事故といっても交通事故とか、そういう事故じゃなくて、先ほど申し上げたものとか、事故が広い意味であった場合、職務代理者というのは置かれるのか。また、どのような体制に、そこはなるのか、ご質問いたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。

新制度では、教育行政の責任体制を明確化するために教育長と教育委員長が一本化ということで、新教育長制度になります。したがって、従来の教育委員長はなくなるわけですが、職務代理者につきましては、今までは委員長職務代理者でございましたが、今後は教育長職務代理者として、教育長が教育委員の中から指名することになっております。

○石井孝昭君

教育長、自らが1人を指名する形になるということで、よろしいですかね。つまり22日、今月以降、会議を開いて、そこで任命するという把握でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今まで地域住民、いわゆる市民の声という民意が十分に反映されていないという教育に向けての問題、意見もあった中で、地域の民意を代表する首長、いわゆる市長との連携が強化されることが期待されております。その点について、地域の民意を代表する首長との連携、具体的にどのような連携が期待されるか、教育長のお考えがあれば、お願いします。

○教育次長（村山のり子君）

民意の反映をとということでございますが、まず市長は市民を代表する立場でございます。教育行政における地域住民の意向を一層反映させる観点から、教育の大綱を市長が定めております。それから平成28年3月に作成されました八街市教育大綱も、それを反映しているものと認識しております。今後、今回の大綱でございますが、期間を平成30年度までと定めております。次期大綱策定の際には、地域住民のニーズも反映し、さらに市長と教育委員会とが十分協議を重ねた上で、策定していくことになるかと考えております。

○石井孝昭君

今現在の大綱を引き継いで、平成30年度までやって、平成31年度からという理解でよろしいですか。

新制度では、教育行政に関する責任体制の明確化が問われてくると思います。今回の改正により、総合教育会議を全ての地方公共団体に設置することが義務付けられました。先ほど市長答弁にもありましたとおり、総合教育会議のメンバーは首長と新教育長と教育委員4名ということでありまして。これを招集するということでもありますけれども、また会議は原則、公開でしなさいというふうに、文部科学省の方でうたわれていると思いますけれども。

教育委員会の総合教育会議は、どのような教育内容を、どのぐらいの頻度で開催されることになるのか、ご質問いたします。

○教育次長（村山のり子君）

まず、八街市の総合教育会議でございますが、平成27年度には2回、内容といたしましては、総合教育会議の制度の内容と教育大綱につきましてのスケジュールでございます。平成27年度の2回目につきましては、教育大綱の策定をいたしました。また、平成28年度に教育施設の計画ということで、1回実施しております。平成29年度におきましては、今後予定されると考えております。

○石井孝昭君

また、教育に関する目標や施策の根本的な方針を示す、先ほど大綱の話がありましたけれども、首長が最終的には策定することになるということでもありますけれども、平成31年度からということでもありますけれども、タイムスケジュール的には、新道徳教育も来年から始まりますし、英語教育、外国語教育もスタートを切っているというイメージになりますけれども、大綱はどのようなイメージになるのか、お伺いさせていただきます。

○教育次長（村山のり子君）

現在の教育大綱でございますが、八街市の教育基本計画に基づきまして大綱を策定したものでございます。平成31年度、新たに改訂版ということで、また大綱を示すわけですが、新たな体制も含めまして、十分、市長側と協議いたしまして、策定してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

教育委員会として、ご苦勞があると思っておりますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

次の質問に移ります。質問要旨4、やる気のある優秀な教育人材の確保について、ご質問いたします。

教育というのは、よく人だというふうに言われます。若く元気でやる気のある教職員を八街市の教育行政に配置していくことは、教育現場にとりましても、とても重要なことだと思います。本日より、児童・生徒が傍聴においでいただいておりますけれども、この子どもたちにも非常に大きな影響が出てくるものと思います。

今後、教育委員会として、やる気のある優秀な教育人材をどのように確保していくのか、ご質問させていただきます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市では、教員を志望している若い人材が講師として多く勤務しております。そこで、教育委員会の指導主事が定期的に学校を訪問した際、授業力アップのための指導を行うと同時に、教育に対する意欲等の観察も行っているところであります。教員採用試験の結果は教育委員会にて把握しておりますので、子どもたちの教育に強い情熱を持った講師が合格した場合には、積極的に八街市への採用を要望しております。また、教員は基本、八街市10年で、他市町へ転勤してしましますが、八街市の教育に貢献した教員につきましては、数年経過した後に、また八街市に戻ってもらうよう、努めているところであります。

○石井孝昭君

今現在、大変なご努力もされていらっしゃることは、本当に敬意を申し上げる次第でございます。ご努力されていらっしゃるということではなくて、教育委員会制度も変わることの中で、1つの起点にさせていただけるとありがたいなという思いで、この質問をしております。

先ほど申し上げましたけれども、来年度からの道徳の教科化ですね、これと外国語教育、

これはもうスタートを切っています。八街市の教育がさらに飛躍を遂げてほしいという思いの中で、答弁にもありましたけれども、やる気のある優秀な教育人材を新任採用時に確保していくということはとても大事だと思います。しかしながら、なかなか未知数でもありますし、そこを育成していくというのも、とても時間がかかるのですけれども、大事なことでありますし、教育財産にもつながっていくと。

今現在、教育現場で活躍、活動している先生方、この先生方にも情熱と覇気を持って教育行政にあたっていただきたいという思いがあります。

先生方の教育指導における技術や研修、スキルアップの研修などは今現在どのような形で行っているのか、ご質問いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校教職員の研修につきましては、多くは八街市の教育センターが中心になって、行ってございます。内容については多岐にわたりますので、ここでは大きな部分で述べさせていただきますが、まず実技研修会。層別研修会、層別というのは、勤務年数、立場の層に分けた研修でございます。あと、視察研修会、講演会等々、多岐にわたって研修を、特に夏休みを中心に実施してございます。

このような研修を積み重ねることで、八街市教職員全体のスキルアップとともに、八街市の子どもたちの実態を共有することで、新たな教職員の実践力アップにつなげているところでございます。

○石井孝昭君

今、層別研修とか、お話がありましたけれども、磁石で言えばプラスとマイナスで、できれば教育行政の先生方の熱い思いで子どもたちを吸い上げて、引っ張ってもらって、教育のレベルの向上に今後ともつなげていっていただきたい。そして、情熱と覇気を持った優秀な教育人材をこれからも確保していただきたいと、要望させていただきたいと思います。

若い教職員だけではありません。校長先生や教頭先生、いわゆる教育現場の管理者、これも情熱があり、優秀な管理職、これが求められている。このように思っております。繰り返しますけれども、教育委員会制度を今回改正するにあたって、教育現場の責任者である校長先生、教頭先生、この配置について、市長並びに教育長は、今回の教育委員会制度の改正にあたり、どのような見解をお持ちなのか、ご質問させていただきたいと思います。

まず、市長からご答弁いただければ、ありがたいと思います。

○市長（北村新司君）

先ほど申し上げましたところでございますけれども、八街市の教育方針は、八街市の教育大綱、あるいは八街市教育振興基本計画の中で、次代を担う子どもたちがしっかり健やかに成長していくために、市民一人ひとりの皆様方が教育に対する理解と関心を高めていただいた中で、学校、家庭、地域が連携して、望ましい教育環境を作るということが、教育方針であるべきであろうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、私どもの首長の権限は一定強化されることになりましたけれども、これにより責任体制を明確にするとともに、首長と教育委員会の協議の場が正式に設置されますことで、子どもの育成を地域で支える施策につきまして、連携をさらに強化できるということになりました。

先ほど申し上げましたけれども、教育の中立性、独立性には十分配慮しつつ、八街の教育行政を教育委員会とともに推進してまいりたいと、改めまして申し上げる次第でございます。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほど教員に関しましては述べましたので、今回は管理職に絞って、ちょっとお話をさせていただきます。

人事は八街市教育委員会と県教育委員会が連携し、協議し、最終的には県教育委員会が実施するものでございます。八街市の実態をよく理解していただき、積極的に今までの八街市の課題について取り組んでくれる、経営していただける人材を私たちは要望しております。今後も県と、より意思の疎通をとって、真に八街市の児童・生徒のことを考えて学校運営、経営していただける人材の登用を目指してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

繰り返しになりますけれども、今回の改正ということで、今、市長、教育長にご答弁いただきました。これからも市長部局、教育委員会部局としっかり手を組んで、教育行政が前に進むものと思いますので、これからも期待させていただきたい。このように思っております。よろしくお願い申し上げます。

要旨5に移ります。本市出身の芸術家を活用した社会教育について、ご質問いたします。

幅の広い社会教育の中で、芸術家との交流は老若男女、年齢を超えて、とても素晴らしい機会であると思います。八街市の文化芸術振興を考える会の会員の皆様方や担当課のご努力により、秋の市民文化祭のときに作品展は年々飛躍し、素晴らしいものがあります。

今後の本市出身の芸術家を活用した社会教育について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市出身の芸術家を活用した事業といたしましては、市内在住の芸術作家により組織された八街市の文化芸術振興を考える会の協力により、市民文化祭と同時開催の作品展及び市役所ロビー芸術作品展を実施しております。

まず、八街市の文化芸術振興を考える会作品展は、同会会員によるジャンルの異なる作品を一堂に集めて展示し、すぐれた芸術を身近に鑑賞する機会を提供するもので、今年で7回目を迎えました。作品展では、作家自身によるギャラリートークや、招待作家の作品展示を行うなどの工夫を凝らし、回を追うごとに観覧者が増加しております。

次に、市役所ロビー芸術作品展示は、本市にゆかりのある芸術作家に発表の場を提供するとともに、市民がすぐれた芸術を身近に鑑賞する機会とするため、市役所ロビーを活用して芸術作品を展示するもので、今年で6年目を迎え、これまでに延べ24人の芸術作家から出

品協力をいただきました。このロビー展示につきましては、市役所ロビーが手狭な状態になってきていることから、次年度からは中央公民館に場所を移し、引き続き、本市にゆかりのある芸術作家の作品展示として、続けてまいりたいと考えております。

なお、今後は八街市にゆかりのある芸術作家のさらなる拡充を図るとともに、近隣市町が行う事業等も参考にしながら、青少年を対象とした芸術鑑賞や、体験型の事業など、文化芸術を通して社会教育の振興に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

隣の佐倉市とか千葉市でも今取り組み始めたのですけれども、市内の芸術家をお招きして、小学校、中学校の教育現場に芸術家の皆様をお迎えして、社会教育が行われているという現状がございます。

先般、私のところに土偶を作っている方がいらっしゃって、土偶の会というのは八街にないみたいですが、佐倉にはあって、それをちょっと見させていただいたのですけれども、そういったことをやはり、振興的には、佐倉市なり、千葉市なりからお声がかかるらしいんですね。

ですから、八街市、今教育長がお話しされた、答弁されたように、来年度はという話がありましたので、極力、小・中学校の教育現場に、芸術家の皆さんと1度どうでしょう、意見交換して、何が適切かというのは、また論議があると思いますけれども、芸術の層を広げていくことも、子どもたちの情操教育につながっていくと思いますので、ぜひともご尽力願えればと、このように思います。よろしくお願い申し上げます。

最後の質問でございます。

市の活性化について、要旨1、地域おこし協力隊への取り組みについて、ご質問いたします。

都市部から過疎化へ、一定期間移住して活性化に取り組む地域おこし協力隊の取り組みは全国で約5千人、6割近い自治体が行っております。千葉県でも受け入れる自治体が増加しております。9月議会で小澤孝延議員が質問されましたけれども、地域おこし協力隊の隊員受入要件は、過疎地域や離島、半島などの条件不利地域であることが要件となっており、八街市は該当外ということであります。

該当外の市町村では、独自に単費で取り組みを行っているところもあるようですけれども、地域おこし協力隊への取り組みについて、ご質問します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域おこし協力隊は、過疎地域の人材確保や活性化を図るため、総務省が推進する事業で、平成21年度に創設された制度であり、過疎地域などの条件不利地域の自治体が都市部の若者を地域おこし協力隊として受け入れ、地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る制度でございます。平成28年度では全国886団体が導入しており、千葉県内におきましても条件不利地域と

して指定されている館山市、鴨川市、南房総市、いすみ市及び大多喜町において、平成28年度に地域おこし協力隊の受け入れを行っております。また、地域おこし協力隊員の活動に要する経費につきましては、条件不利地域の自治体が行った場合につきましては、国の特別交付税措置の対象となっておりますが、本市は条件不利地域ではございませんので、支援措置の対象とはなっておりません。

人口減少や高齢化等の進展が進む中、地域活力の維持・強化を図るためには、その担い手となる人材の確保が必要となります。このようなことから、市民等の主体的な活動の支援を推進し、市民と一体となった協働によるまちづくりを推進するとともに、地域おこし協力隊をはじめさまざまな制度や先進事例を引き続き調査研究し、市の活性化に努めてまいります。

○石井孝昭君

1点だけ、本市の場合、今の市長のとおり、国の特例交付税措置は該当しないということですが、今現在、千葉大学農学部の皆さんと履修課程において協定を結んでいると、進んでいるというふうにお聞きしております。国の方では産官学連携を推進しておりますけれども、産官学といえば八街市は官で学は千葉大学ということに今回なるのでしょうけれども、産業という八街の中で、今後どのような、担当課では地域活性化に向けて取り組んでいくのか、ご質問させていただきたいと思います。

○経済環境部長（江澤利典君）

今、議員がおっしゃったように、どのように人材の確保というか、そういうことを進めていくのはどうしたらいいかということで、担当部局でもいろいろ検討しているところでございます。

その1つとして、農業が基幹産業ということでございますので、後継者対策ということで、名前が変わりましたが成人就農交付金、次世代ということで活用を図っているところでございます。また、農業体験ツアーとインターンシップ事業を中心に、人材の確保も考えた事業を現在展開しているところでございます。

体験ツアーにつきましては、先ほど話がありましたように、千葉大学との協定を本年3月に結んで、今年度千葉大学の園芸学部の学生を対象に実施したところでございます。また、インターンシップ事業につきましては、時期の問題もございますけれども、来年2月に千葉大学の方から申し込みがありまして、インターンシップ事業ということで、これについては農業体験を含めたカリキュラムとして行うということで、インターンシップ事業を実施することとなっております。

こうしたことが、先ほどお話が出ましたように産官学連携も含めて、将来八街市の農業を担う人材確保の役割を今後果たしていければというふうに、担当部局としては考えているところでございます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開します。

(休憩 午後 0時03分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

村山教育次長及び山本総務部長より発言を求められていますので、これを許します。

○教育次長（村山のり子君）

先ほどの石井議員の大綱についてのご質問で、答弁が不十分でしたので、改めてお答えさせていただきます。

教育行政における地域住民の意向を一層反映させる観点から、教育の大綱は首長が定めることとされておりますが、策定の際は、教育行政に混乱が生じないようにするため、首長と教育委員会の十分な協議・調整が必要とされております。

これを踏まえた上で、本市の教育大綱は平成26年度に策定した「八街市教育振興計画」をもとに、総合教育会議の中で教育委員会と十分協議・調整を行った上で、市長が定めたものであります。

○総務部長（山本雅章君）

午前中の、誠和会石井議員の一般質問の中で、所有者不明土地のうちの課税保留案件に係る固定資産税の税額ということで、私は100万円程度というふうにご答弁申し上げましたが、それにつきましての訂正でございます。

課税保留に係る固定資産税額は、約27万円でございます。

○議長（木村利晴君）

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

誠和会の鈴木広美です。本日、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

今年も残すところ1カ月を切りまして、1年間を振り返ってみますと、全国的にさまざまな事件、事故、それから災害等がありました。そういった中で、日々行政の方々には市民の暮らし等々に関する内容について、日々いろいろといただいていることに、まずは感謝を申し上げながら、これから先の市民の暮らし等に関しまして質問をさせていただきます。

まず、質問事項、今回は、1番住んでよかった街づくり、そして2にこれは教育問題と書いてありますが、学校教育問題ということで受け止めていただければと思っております。

まず最初に、1、住んでよかった街づくりの中で、要旨（1）市民の暮らしについてということでご質問するのですけれども、今年の11月1日からいろいろと新しい事業、また大きく再編された事業等がございまして、まだデータの的には1カ月分のデータ等しかないかとは思いますが、ただし、期間的にはもう2カ月を過ぎておりますので、そういった点から、幾

つか市民の暮らしについてということで、ご質問をさせていただきます。

まず最初に、①のふれあいバスの路線の再編についてと、市民の反応ということでご質問をさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふれあいバスの再編につきましては、鉄道やタクシーなどの民間事業者や国土交通省・佐倉警察署などの各種行政機関、各種福祉団体など、多方面の分野の委員により構成される「八街市地域公共交通協議会」において、2カ年にわたり協議を行ったところであり、平成28年3月には、地域公共交通のマスタープランである「八街市地域公共交通網形成計画」を、本年3月には、具体的な実施計画となる「八街市地域公共交通再編実施計画」を策定し、これらの計画に基づいて、10月からふれあいバスの再編を実施したところでございます。

また、このたびの再編の計画を策定する際には、ふれあいバスを利用されている方等からのアンケート調査を行ったところ、「ルートがわかりにくい」、「所要時間がかかり過ぎる」、「本数が少ない」、「他の交通機関との乗り継ぎができない」などのご意見が多く寄せられたことから、これらの市民ニーズを踏まえたところでございます。

具体的に申し上げますと、再編前の5コースから、市内を東西南北の4つのエリアに区分し、4コースとすることにより利用者にとってわかりやすい運行経路とし、また、コースの運行時間を短縮し、市の主な目的地である八街駅までの速達性を高めるとともに、運行本数を増加させることといたしました。

また、ふれあいバスの再編に合わせて、高齢者の外出を支援するための「高齢者外出支援タクシー利用助成事業」を実施したところであり、当初の利用見込みを上回る、多くの申請をいただき、たくさんの方々に利用されているところでございます。

そのほか、ふれあいバスのターミナル機能を八街駅に移設し、八街駅への接続回数を増加させることで、鉄道や民間路線バス、タクシーなど、他の交通機関との乗り継ぎ利便性の向上を図るとともに、市の中心部に人が集まり、街の賑わい創出につながるルート設定をいたしました。

このたびの再編は、さまざまな点において変更となることから、7月から広報紙や区回覧での周知を図るとともに、乗り換え案内等を掲載した新たな時刻表を新聞折込で配布するなど、円滑な再編の実施に向けた準備を行ったところでございます。

なお、再編後の利用状況につきましては、10月の1カ月分データではございますが、5コースで運行していた9月と比較して1コースを減らしたことから、20.1パーセントの減となっておりますが、4コースでの比較では1.2パーセントの増となっております。これは、北部を運行する北コースと東コースは減少したものの、西コースの利用者数が増加したことによるものでございます。また、市民からの問い合わせ状況につきましては、大幅な路線やダイヤ改正となったことから、病院や商業施設へのアクセス方法や、運行ダイヤに関する問い合わせが、10月までは多数寄せられたところでございますが、11月以降は問い

合わせもほぼなくなり、大きなトラブルもなく、計画にのっとり円滑な再編が実施できたものと考えております。

10月よりふれあいバスの再編が実施されたことからデータが不足するため、利用状況の分析は今後行う予定でございますが、引き続きふれあいバスの利用促進を図るとともに、利用者のご意見等を聴取しながら、利用しやすい公共交通の運営に努めてまいります。

○鈴木広美君

今、答弁をいただきまして、この10月1日からふれあいバスのコース運行の変更再編、5コースを4コース、そして駅の方に一旦バスがぐるっと回って帰ってくると、駅の方にも人の流れができるというような、大きな再編のコース変更をしたものだ。今の市長の答弁のお話の中ですと、10月等にはいろいろとダイヤが改正されたことやそういったことで、市民からの問い合わせがあったけれども、11月に関してはほぼなくなったという答弁をいただきました。

あと、答弁の中で、これは多分増便をされたというお話もありました。そこで、お聞きするのですが、運行本数の増加、これは以前と比べてどのくらい増やしたのか、それをまずお聞きいたします。

○総務部長（山本雅章君）

運行の本数の増加ということでございますが、まず北コースですが、北コースは2便を増加いたしました全部で9便、それから以前は街コースと呼んでいた現在の東コース、これにつきましては、3便を増しまして全部で9便、それから西コースが2便を増やしまして8便、それから南コースは1便を増しまして9便となっております、全コースでの合計ですが、1日当たりでは8便の増加となっております。

このコースの見直しによりまして運行本数を増加させましたので、年間の運行本数としましては、再編前の5コース時と比較して増便になったということでございます。

○鈴木広美君

前回に比べてコースは減ったものの、増便になったということで、利便性も非常に駆使して考えられたのかなというふうに思っておりますけれども、この増やした便の時間帯は、どの時間帯を主に増やしていったのか。これはもちろん通勤あるいは通学、それからこれは各関係機関へ行く際にいろいろ時間のタイミングというのがあると思うのですが、その部分において、どの辺の時間帯の増便をされたのか、お聞きいたします。

○総務部長（山本雅章君）

ふれあいバス利用者の減少ということもございました。それで、今回5コースから4コースにしたわけですが、利用客減少の中では、新たな利用客の増加ということも使命になるわけですので、通勤・通学者が利用しやすいように、北コース、東コース、それから西コースに朝の便を、それからあと夕方の便を新たに設定をいたしました。

それから、日中の買い物ですとか通院、こういった時間帯にも配慮した運行ダイヤに改正をしたものでございます。

○鈴木広美君

市民の方々のニーズにあわせて、朝夕の通勤通学、また日中の買い物の時間帯、これをいきなり5便、10便増やすというわけにはいかないのでしょうかけれども、これをまた1つの機にしまして、来年度、再来年度と、できれば増便がかけられるような、それでまたふれあいバスが賑わっていただけるような対応を、お願いしたいというふうに思っております。

続きまして、もちろん増便等もかかってコースが八街駅に一旦バスの方が入り込むということで、路線の再編と絡めてターミナルを八街駅に移動した経緯があります。②この八街駅にバスターミナルを移動したことによる効果は、今のところまだ実績は2カ月ということなんですけれども、わかる範囲で、どのように効果が出ているのか、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

これまで、ふれあいバスのターミナルは、八街幹部交番に隣接する場所にございましたが、これを八街駅の南口に移設し、東西南北の4コースの全てのバスが八街駅に集まり、鉄道や民間路線バスとの乗り継ぎをしやすいものに改善したところでございます。

このことにより、他の公共交通機関への乗り継ぎの利便性向上が図られましたが、一方、ターミナルにおいて、乗り継ぎまでの待ち時間が生じる場合もございます。このようなことから、待ち時間を駅前で有効に過ごしていただけるよう、八街駅南口商店街振興組合より申し出がございまして、八街駅南口商店街振興組合において、「ギャラリー悠々」のスペースの一部を待合施設として提供していただいているところでございます。

このたびのふれあいターミナルの移設につきましては、乗り継ぎ利便性の向上を図るとともに、八街駅周辺の活性化を図ることを目的とするものでありますので、八街駅南口商店街振興組合など、地域と連携を図りながら、引き続き市の活性化に努めてまいります。

○鈴木広美君

南口の商店街と協力をして、また商店街の方からギャラリー悠々の一部を開放していいですよと、待ち合いの施設ということでご協力をいただいていると。その辺はすごく理解もできて、乗り継ぎの際、時間があればそういったところで休憩したり、また街の中を散策するというような経緯になるのかなと思っておるのですけれども、ただ、ギャラリー悠々は、私も見たのですがちょっと目立たないんですね。そこで待合施設の「ギャラリー悠々」にこういったものがありますという周知、それをどのように今後も図っていくのか、どのような計画を考えておられるのか、ご質問いたします。

○総務部長（山本雅章君）

現在は、「ギャラリー悠々」の入り口のところに休憩所という案内板を掲示していただいております。今回のふれあいバスの再編は、市長答弁のとおり、市の中心部に人が集まる、そして街の賑わい創出を図る、こういったことも目的としていますので、南口の商店街振興組合と連携をしながら、休憩所としての周知をさらに図ってまいります。それとあわせて、街の活性化の方策、こういったことについても組合側と協議を進めてまいりたいとい

うふうに考えております。

○鈴木広美君

これから、そういったことも行動を起こしていくということなんですけれども、これは1つ、私の提案なんですけれども、バスは、結局八街駅に入ってきたときに、おりののがターミナル、要するに防犯ボックスの奥側ですよ。あの辺、あるいは今現在の「ぼっち」あたりの壁をうまく利用して、悠々のそういう待合施設があるよということを宣伝するなり、あるいはふれあいバスの中に、よく一般的にいうと中づり、電車なりバスなりにありますね。そういった形で、こういった場所に待合室等がありますよというようなそういった周知の仕方、特にこれは利用される方に一番目立たなきゃいけないと思っていますので、そういったものを含めて、今後そういった周知をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、③番に入ります。今後の計画、対応はということで、このふれあいバス、このことについての、今後のさらなる計画、対応をどのように考えられているのか、お願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

10月からのふれあいバスの再編につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、八街市地域公共交通再編実施計画に基づいて実施しているところであり、平成32年度までを計画期間としております。

ふれあいバスの利用者は、平成11年度から運行を開始し、平成17年度をピークに減少傾向となっていることから、このたびの再編は、わかりやすい路線で運行本数を増加させ、利便性の向上を図ることで、利用者の増加を目指すものでございます。

しかしながら、初めて利用される方や、これまでの利用者にとりましては、新たなルートや時刻に戸惑うこともあるかと思われますので、引き続きさまざまな機会を捉え、利用促進を図る施策を行っていく予定でございます。

なお、現在は、運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を支援するため、運転免許証を自主返納した方に対し、ふれあいバスの回数乗車券を交付する高齢者運転免許証自主返納支援事業を、再編時期にあわせて実施しており、自家用車にかわる交通手段としてふれあいバスの利用促進に努めているところでございます。

そのほか、運行ダイヤや運行ルートの間い合わせが多くあることから、窓口などでご相談があった場合には、目的地までの乗り継ぎや発着時刻などを1枚の紙にまとめて作成した「わたしの時刻表」をお渡しするなど、利用しやすい環境の整備にも努めているところでございます。

再編につきましては、10月から実施しているものでありますので、今後、利用状況等や利用者のご意見等を聴取しながら、利用しやすい公共交通の運営に努めてまいります。

○鈴木広美君

今、市長の答弁の中にごございました今後の計画・対応の中で、高齢者運転免許証自主返納

支援事業ということで、今回のバスの回数券の乗車券の交付をしていると、この10月1日から並行にやっているということで、今お話がございました。

その自主返納支援事業のバスの回数券の乗車券の交付状況、その辺、今出ているデータで結構ですので、ございましたらお願いいたします。

○総務部長（山本雅章君）

高齢者運転免許証自主返納支援事業、これはふれあいバス再編とあわせて10月から運用を開始しております。その10月の1カ月間では、29人の方から申請をいただきまして、一人あたりに交付いたします枚数は55枚ですので、29人分であわせて1千595枚の回数乗車券を交付しております。

○鈴木広美君

今、29人の申請状況ということですが、これは高齢者運転免許証自主返納ですから、全国的にも高齢者のドライバーの事故というのが大きく出ている、その交通手段のかわりという形の支援事業であると思いますので、それを含まないと、これはさらに周知していただき、利用していただくという方向付けが非常に大事なのかなというふうに思っておりますので、来年度、再来年度という形でぜひお願いしたいと。先ほど言ったように、中づりで宣伝するとか、そういった形でもいいのかなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

それともう1点、先ほど答弁の中にごございました「わたしの時刻表」ですか、これがいろいろ乗り継ぎダイヤとかそういったものをあわせてご相談があれば、この時間帯で公共交通、別の電車なりを利用する時間帯をあわせた、その個人の時刻表というふうに解釈をしているのですけれども、これの相談あるいは作成をされた方がいらっしゃるのかどうか、お聞きいたします。

○総務部長（山本雅章君）

ふれあいバスの運行ルートなどに関する問い合わせ、これは圧倒的に電話が多いという状況はあるのですけれども、市長答弁にごございました「わたしの時刻表」、これはそういった電話問い合わせが多いということもございまして、実際にお渡しした件数は数件程度ということになっておりまして、現在ではその周知がまだ十分なされていないという状況がありますので、十分に周知に努めまして、誰もが利用しやすいふれあいバスになるように努めてまいります。

○鈴木広美君

非常に、この「私の時刻表」は私も興味がありまして、個々にあった相談に乗り、交通機関の乗り継ぎ等をその人にあったそういったものをつくってあげるということで、これは非常に市民にとってもありがたい方法であるというふうに思っておりますので、これはたくさん周知していただき、ただし、これは受け付けとか相談に乗るのは非常に職員の方も大変かと思うんですよ。だから、その辺は増えたら増えたなりに、いろいろと相談窓口の改良を図りながら、市民に合った形の対応ということでお願いをしたいと思っております。

続きまして、要旨（２）の高齢者外出支援タクシー助成制度についてお伺いをするものなのですが、これは、今年の１０月１日から、先ほどありましたように免許の自主返納、そういったものも絡めた中で、高齢者外出支援タクシー助成制度というものがスタートしているかと思えます。

たしか、１カ月４枚、そういったものを、タクシー券を出して、それを利用していただくということで、この高齢者外出支援タクシーの助成制度について、まず①市民の反応と利用状況、これについてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市高齢者外出支援タクシー利用助成事業は、高齢者の日常生活の利便性の向上と、社会活動の拡大に資することを目的として、高齢者がタクシーを利用する際に支払う運賃の一部を助成するもので、本年１０月１日から実施しております。

この事業の対象となる方は、本市に居住し、住民登録をされている６５歳以上の方で、運転免許証をおもちでない方、また同様に６５歳以上の方で、病気などにより自動車等を運転することができない方が対象となり、事業実施に先行して、９月１日から申請書の受け付けを開始いたしました。

１０月末現在での申請状況ですが、申請者数は９７０名で、内訳につきましては、もともと免許を所持していない方や、既に免許の有効期間が切れて更新していない方などが８８７名、運転免許証を返納し運転経歴証明書を提出された方が５５名、運転免許証を返納し、取り消し通知書を提示された方が２３名、病気等で運転ができないため診断書等を提出された方が５名でございます。

申請者数は、当初予想しておりました今年度中の申請者数７５８名を上回っており、市民の方からは、「自宅から利用できるのもので便利でよい制度です」や「非常に助かります」というお話を伺っておりますので、好評を得ているものと考えております。

また、助成券の利用状況につきましては、１０月からの１カ月間の利用者数は３９１名で、申請者に対する割合は４０．３パーセント、利用枚数は１千６１７枚で、交付枚数２万３千２８０枚に対する利用率は６．９パーセントとなっております。

○鈴木広美君

１０月１日から始まったこの高齢者外出支援タクシーの助成制度は、非常に評判がいいというふうに受け止めております。６５歳以上あるいは免許を返納した方、あるいはそれ以外の方も多くいらっしゃいます。また、これからどんどん増えていくと思いますので、そういった点では、先ほどのバスの事業とも兼ね合わせて、非常にいい事業がスタートしたなというふうに理解をしております。

そこで、これはあくまで助成制度で、このタクシーは、タクシー会社とその利用者とのトラブル、これはまだスタートしたばかりですから、さまざまな食い違い等もあろうかと思うんですけども、その辺で何か利用者とのトラブルや問題が、今現在あるのかどうか、

あった場合にはどうされたのか、お願いいたします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

事業開始当初の月、10月に1件、市民の方から問い合わせがありまして、バスの助成券の利用方法について、その方は助成券を発券された2名の高齢者の方でご利用なさったということなんですけれども、1名の方が先におりて、もう1名の方が料金を払うときに、通常ですとタクシー料金は2千円を超えておりましたので、4枚の2千円までご利用できたところなんです、運転手の方でまだ理解をしていなかったということで、一人1枚の2枚しかご利用できませんということで、断られたということで伺っております。

この件につきましては、タクシー会社の方にも早速連絡をいたしまして、タクシーの助成券の利用方法を常務員の方に周知徹底していただきたいということで、指導を行っておる状況です。

○鈴木広美君

やはり、間にタクシー会社等がございます。先ほどのトラブルに関しましては、今後タクシー会社とその辺は密に対応をとっていただいて、ドライバーの方にも、その辺の周知徹底という形をお願いをしたいと思います。

それと、この助成制度の申請の手続、この手続は窓口に来られて行うと思うんですけれども、その手続にどのくらいの時間が、1件当たりかかるのか、まずその辺からお聞きいたします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

事業開始初年度ということで、高齢者の方に対して、助成券の利用方法や注意事項などの説明をともにしております、かかる時間としましては10分から15分程度かかっております。

○鈴木広美君

10分から15分ということですが、これは11月末までの、まず申請件数がお手元でもしわかりましたらお聞きしたいのですけれども。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

11月のひと月分の申請者数は198名。これまでの申請者の合計が1千168名となっております。

○鈴木広美君

今、申請者の件数を聞いたのは、前に質問した申請手続に1件当たり10分から15分ということで、これは1カ月にかなりの人数をこなしているのかなというふうにも受け止めるのですけれども、これはさらに申請がこれからどんどん増えてくると思うんですね。一部の方に聞きますと、八街は東西南北に分けると各地域から、ほとんど東西南北偏りがなく多分申請が来られているというふうに、私の方で認識しているのですけれども、これがさらに人数が増えていく中で窓口の対応、ましてや受付に来られる方というのは高齢の方が多いので、説明に時間がかかったりとか、そういった部分もあろうかと思うんですが、この窓口対応を

改善するようなお考え、あるいは今後増やしていく、あるいは何かの対応策を考えられているのか、お聞きいたします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

このタクシー助成券の事業が始まりました10月から、臨時職員を1名雇用しております。また、来年度も引き続き臨時職員1名の雇用を要望しております。

○鈴木広美君

これからさらに増えていく中で、②の今後の取り組みということで、さらに突っ込んだところをお聞きしたいのですけれども、お願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本事業は、事業を開始してからまだ間がない状況でございますので、今後、利用者の方からのご意見やタクシー会社からの報告を参考に、検証してまいりたいと考えております。

本事業を推進することで、高齢者が免許証を返納するきっかけとなり、ひいては高齢者による交通事故の減少につながるものと考えますので、現時点では、引き続き高齢者の日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大に資するため、さらに広く周知を図り、特に利用助成券をおもちの方々で、グループ利用をされれば、一人当たりの負担が軽減される点について広報してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

大変すばらしい助成制度だと思っておりますので、今後、また来年度に向けてもう少し対応できるような形をお願いをしたいと思います。

続きまして、（3）の市の活性化についてということでお伺いをいたします。

先般9月24日に行われました「やちまた落花生まつり」に関しまして、状況がどうだったのか、まずこの点からお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

9月24日に開催いたしました「やちまた落花生まつり」につきましては、当初2千人の集客を目標としておりましたが、予想を大きく上回り、市内外から3千500人を超える来場者がございました。

また、ステージイベントをはじめ、ゆで豆用落花生の「おおまさり」や、本市の新たな特産品である八街生姜ジンジャー並びに新鮮野菜等の販売も好調で、落花生につきましては完売となるなど、盛況のうちに終了したものと認識しております。

○鈴木広美君

先だっの9月24日の落花生まつりに3千500人の来場客があったということで、1年間を考えてみますと、特に8月以降、8月にはふれあい夏まつり、また11月上旬と下旬には八街まちの祭礼の祭りがあつたり産業まつりと、そしてこの9月に落花生まつりということで、4大祭りのように、私は考えているのですけれども、そういった中で、今回、北口

と一緒にやることによって、実行委員会の方でアンケート調査を行ったと思うんですが、②でお聞きしたいのですけれども、このアンケート調査について、どういった状況だったのかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「やちまた落花生まつり」当日は、来場者に対するアンケートを実施した結果、400人余の方から回答をいただきました。

集計結果でございますが、来場者のうち、市内の方が32パーセント、市外の方が68パーセントで、70パーセント以上の方が車を利用し、次いで電車で来場された方が16パーセントとなっております。

会場までの所要時間は、「1時間以内」の方が65パーセント、「1時間以上2時間以内」の方が27パーセント、2時間以上を要して来場された方も8パーセント程度おり、イベントにつきましては「県民だより」をはじめ各種媒体を見て知ったという方が65パーセント、市のホームページまたは広報を見たという方が35パーセントでございました。

来場の目的は、「落花生の購入」が約半数近くを占めており、次いで「試食・試飲」が21パーセント、「新鮮野菜の購入」が14パーセント、「ステージイベント」が11パーセントとなっております。

また、来年度も落花生まつりを開催した場合、「来場する」と回答した方が、全体の約8割となっておりますので、概ね好評であったものと認識しております。

○鈴木広美君

アンケートについての状況を伺ったのですけれども、やはりアンケートというのは、大事な次へ向かっての資料となると、私はいつも思っているのですけれども、この落花生まつりアンケートの中で7番目に、「イベントに対するご要望はありますか」という内容の書く欄があるのでございますけれども、そのことについて、イベントに対する要望、あるいはまた次回のイベントにこういった要望は取り入れてみたいなというようなものがあつたのかどうか、お聞きいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

議員がおっしゃるとおり、イベントに対する要望ということでアンケートをとらせていただきました。主な要望といたしましては、「毎年実施してほしい」、「市民の交流になるのでこれからも継続してほしい」など、継続を希望されるご意見がかなり多くありました。その一方で、「暑いので日陰やテントが欲しい」、「食事のための椅子とテーブルが欲しい」、「落花生の試食をたくさん食べたい」、「駐車場の案内を詳細にしてほしい」、「会場案内図が欲しい」がございました。そのほかにも、「落花生の試食をたくさん食べたい」というのは先ほど言いましたけれども、その「落花生がたくさん出品されているというふうに思っていた」と。そのほか「味付ピーナツの種類が少ない」というようなご意見もいただきました。

次年度につきましては、来年度以降でございますけれども、これらの意見をできるだけ改善できるよう、担当部局としては検討していきたいというふうに考えております。

このアンケートの結果を踏まえて、実は来週月曜日に実行委員会の中で反省会を兼ねて一応開催する予定になっております。また、その中でいろいろなご意見が出るとは思いますけれども、その辺も踏まえて来年度以降の実施に向けて検討していきたいというふうに考えております。

そのほか、今回のイベントに取り入れたいというようなことでございますけれども、それについては、現在、本市は国の交付金を活用して千葉県と連携による「千葉P114」のPRに努めております。これについては、収穫時期なども含めて、今後、県、あとは優良特産の業者会、商工会議所の落花生部会をはじめとした関係機関と協議検討が必要となりますけれども、その辺も含めて来年度は可能であれば「P114」のPRということもございまして、試食を行っていききたいというふうに考えております。

また、私個人的には、感想なんですけれども、ステージと観客席が一体化した行事ができないかなというふうに考えているところでございます。その辺も含めて、反省も含めながら来年度以降、三大祭り、四大祭りですか、にふさわしいお祭りにしていききたいというふうに考えています。

○鈴木広美君

ぜひ、次回楽しみにしたいと思っております。アンケートというのは、大筋で出てきまして、特に八街外の方が7割近く、68パーセントの方が外から来ていると。やはり経済というのは、要するに外から八街市に来た方にいろいろ購入していただいてお金を落とさせていただくと、そういったところから経済というのは成り立っていくのかなというふうに思っておりますので、また8割の方が次回も来たいというふうに思っておりますので、今、経済環境部長の方から、いろいろと踏み込んだ形で次回四大祭りというような形での言葉をいただきましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、③の方にいきますが、次回に向けての取り組みについて伺うということで、お話がダブってしまうのですが、その点について答弁を、市長の方からお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先ほど再質問の中で担当部長からのお話があったけれども、重なりますけれども答弁を差し上げます。

アンケートの結果を見ましても、次回への期待の声が大変多いことから、来年度はさらに集客を見込めるよう、内容の充実に努め、「やちまた落花生まつり」が本市の魅力あるイベントとして定着できるよう、実行委員会におきまして、開催時期も含めまして、さらに協議してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

それでは、その次回のことについて1点だけ伺いをいたします。

今回の落花生まつりに関しましては、予算はたしか50万円確保されたというお話だったと思うんですが、1点だけ、次回の予算をどのように考えておられるのか、お願いいたします。

○経済環境部長（江澤利典君）

次回の予算の関係なんですけれども、現在、来年度の予算要求というか、形で今段階でございます。次年度の落花生まつりに関する予算額は、現在のところまだ決定はしておりませんが、先ほど市長も答弁したとおり、次年度の来場者数、今年度を超える形で見込みたいというふうに、私どもも思っておりますので、まず舞台ステージの関係等、その辺の経費も必要になってくるのではないかとというふうに考えておりますので、ステージも含めた形の、イベントも含めて今後の予算について要望して、ぜひ満額予算配当ができるような形で考えていきたいというふうに思っております。

○鈴木広美君

次回、予算をとっていただいて、よりよい落花生まつりのイベントをお願いしたいと、あわせて財政課長の方にもお願いをして、予算請求があった場合には、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に、質問事項の2、教育問題について、これは学校教育問題ということでお話、質問をさせていただくのですが、まず（1）就学区域について、①平成30年度より就学区域が変更されるが、保護者への対応についてということでお伺いするのですが、これは就学区域の中で、就学区域というよりもこれは指定校変更の件について、区域が変更されるわけではありませんので、これはもともと区域は決まっているものですので、その指定校変更ということも含めてご答弁をお願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

就学区域につきましては、平成19年度から弾力的な運用を開始し、距離が近い学校への指定校変更を希望することができるようになりました。

しかし、その後、学校規模に格差が出るなどの問題が生じ、平成25年度から就学区域審議会において検討を重ねてまいりました。その結果、平成28年度の就学区域審議会において、平成30年度から入学する児童・生徒において、距離を理由とした指定校変更を認めないことといたしました。

このことにつきましては、平成29年2月及び9月の広報やちまたにて周知しました。また、八街市教育委員会ホームページに平成28年度から掲載しております。平成29年7月には、市内全ての幼稚園、保育園に在籍する平成30年度入学生の保護者に、文書を配布いたしました。また、市役所や図書館、公民館にポスターを掲示いたしました。

今後も丁寧な説明、周知に努めてまいります。

○鈴木広美君

ご答弁ありがとうございます。内容としては、要するに指定校変更を、ただ距離によるものに関しては、今後はだめですよという形であろうかと思えます。

今の答弁の中で、就学区域審議会というのがございます。平成25年度から行ってきたと。この審議会は、こういった構成で、何人で、年に何回ぐらいされているのか、ご質問いたします。

○教育次長（村山のり子君）

就学区域審議会の委員の構成でございますが、まず、地区の代表者、それから市立の小学校及び中学校の校長先生、それから学校のPTAの会長、あわせて学識経験者という区分の中で、教育委員会が委嘱しております。

会議は、必要に応じて開催しまして、昨年度は2回、今年度は1回開催いたしました。

○鈴木広美君

PTAの方あるいは学識経験者等を含めて構成された中で年に2回、1回ということで、その中で協議されてきたということで、その中で、要するにこれは変更というよりも、もとに戻しているというような受け止め方がいいのかなというふうに、私の方では認識しております。

次に、指定校変更、これについての学校への直接的な問い合わせ、そういったものがあるのか。あった場合にこういった内容のものが多いのか、お聞きいたします。

○教育次長（村山のり子君）

学校などへのお問い合わせということでございますが、まず小学校への問い合わせはございませんでした。しかし、幼稚園には就学先の小学校につきましての問い合わせが3件ほどございました。

教育委員会へは、指定校変更制度についての確認の問い合わせが10件程度ございまして、近い学校へ指定校変更したいという要望が2件ほどありました。これにつきましては、丁寧な説明をして、理解をいただいております。

○鈴木広美君

問い合わせに対してはご理解をいただいているということで、今お聞きしたのですけれども、これは入学前の保護者説明会というのですか、たしか小学校の場合ですと、入学前の説明会があるのですけれども、そういった際にも、こういった説明会の中でお話が、あるいは新たに入学前の保護者の方を集めての説明会などを行う予定があるのかどうか、お聞きいたします。

○教育次長（村山のり子君）

本年7月の段階で、市内全ての幼稚園、それから保育園を通しまして、新年度に入学する保護者の方には、既に通知文書を配布しております。また、進学する予定の学校を会場としました進学時健康診断、これにつきましては既に終了しております。平成30年度入学予定の学校について、全ての保護者の方にご理解をいただいておりますので、今後、指定校変更制度の変更についての保護者説明会は行う予定はございません。

しかしながら、登下校の安全等につきましては、各学校で実施する保護者説明会において説明が予定されております。引き続き丁寧な対応をしてみたいと考えております。

○鈴木広美君

今、お話の中で、登下校の通学路の安全面ということでお話がございました。その中で②の通学路の安全面について、ご質問をさせていただきます。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

指定校変更制度の一部改正により、距離の近い学校へ通学することができなくなった地域でも、通常の学区にあたる学校へ通学している児童はおります。平成30年度に入学する児童は、その上級生と登校班で通学することとなります。

通学路の安全については、学校から提出された危険箇所について、関係各課や関係機関と相談し、改善に努めております。

○鈴木広美君

この通学路の安全面についてですけれども、前回定例会の中で、林政男議員からもこの問題が出されまして、特にこれは市全部で取り組む内容になっておるのですけれども、一部だけちょっとお話をさせていただきますと、やはり文違の409号線沿いの通学路、こういったものをどのようにまず認識されているのか。また、409号線の通学路に対しての対応策、そういったものに関して、お考えあるいは対策があるのかどうか、お聞きいたします。

○教育次長（村山のり子君）

409号線上の通学路の対策ということでございますが、まず409号線は歩道があるとはいえ、大勢の児童が一斉に歩くのは危険があると認識しております。八街総合病院地区附近の文違地区の児童は、文違クリニック脇の道路を通ることによりまして、安全確保に努めてまいります。

○鈴木広美君

安全確保を十分に踏まえた中で、4月1日からこの指定校変更がきちっとされることをご期待いたしますので、その辺を十分考えていただきたいなど。ただし通学路、登下校に関しましては、これは学校だけの責任ではないというふうに、これは私も十分認識しております。

この通学路の安全対策等につきましては、これはちょっと市長にお聞きしたのですけれども、協働の街づくりの観点から考えていきますと、先ほど教育長の答弁の中にもあったように、関係各課あるいは関係機関、関係各課というのは多分行政管轄であると、関係機関というのは区あるいはボランティア団体、今ある見守り隊ですとか防犯パトロール、あるいは地域のそういった方々のことだと思っておりますけれども、そういった協力によっていろいろ登下校に関して見守っていただいているというふうに認識しているのですけれども、協働の街づくりの観点から、市長はこの辺をどのように考えているのか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

日頃より、各学校の見守り隊や区長さんをはじめ地域の皆様には、子どもたちの安全のために、見守り活動にご協力いただいておりますことを、まずは感謝申し上げる次第でございます。

鈴木議員の質問にあるとおり、通学路の安全は、学校だけではなく地域や行政が力を合わせていく必要があると認識しております。道路施設の改善のみならず、地域の皆様のお力をおかりして、交通の安全を見守る防犯パトロールなど、今後も継続発展していくために、何が必要か、研究してまいりたいと思っておりますし、私どもは国・県の国県道の整備をはじめ、しっかりと八街市選出の山本県議をはじめ、市議会議員の皆様のお力添えを得た中で、通学路も含めて道路整備にしっかり努めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

今、市長の方からも非常に前向きな答弁をいただきました。やはり地域、それから学校、それから行政機関という形で、子どもたちの安全を、登下校を考えていかなければいけないのかなというふうに考えて、私もおります。

それでは、最後の③就学区域の指定校変更による長所、短所がございましたら、お願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

就学区域を変更することによる長所、短所については、就学区域をどのように変更するかによって異なります。今回指定校変更の地理的な理由の要件がなくなることに伴う長所と短所についてご説明いたします。

長所は、各学校の規模を適正に維持することができることです。プレハブ教室で学習している現状を、近い将来、解消することができるようになります。また、同じ地域の中で2つの学校に登校している現状が解消され、地域としてのまとまりが高まることも考えられます。

短所については、登下校にかかる時間が増加することが考えられます。

○鈴木広美君

今後、長所を活かしていただいて、その裏には安全を確保していただくということになってくるかと思うんですけども、その辺を考えていただいた上で、長所を伸ばすような形で取り組んでいただきたいと、それをお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後 2時09分)

(再開 午後 2時18分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、山田雅士議員の個人質問を許します。

○山田雅士君

誠和会の山田雅士でございます。本日、そして誠和会の最後の質問者ということで、時間もたっぷりありますので、ゆっくり落ちついて質問できるかと思えます。よろしく願います。

それでは、今回は教育問題について、安心・安全な街づくり、それと街の活性化について質問させていただきます。

それでは、まず質問事項1、教育問題について、(1)教育予算について、これは学校教育ということでお願いいたします。

今議会、そして午前中の石井議員の質問時にも、教育長から教育に関する熱い思いを述べていただきました。私も非常に感銘して聞いておりました。やはり八街市はさまざまな教育課題があると思えます。これからも教育長には八街市の子どもたちの健全な育成のために頑張ってくださいと思うのですが、まず、①教育委員会として、平成30年度予算編成を現時点でどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成30年度の予算編成にあたり、厳しい財政状況の中、経常経費については、前年度並みの予算要求を維持しつつ、校舎や社会教育施設の維持管理や整備については、調査、検討を十分にした上で、よりよい環境整備の実現を踏まえた予算要求をしたところであります。

また、ハード面だけではなく、多様な学校教育への対応も考慮した予算編成を目指しております。

○山田雅士君

ありがとうございます。

午前中のご答弁の中でも、教育長の方針について話がありましたが、その中で1点、再質問として教育センターについてご質問させていただきます。

教育センターに1名増員していただきました。八街市としてありがたいことだと思いますが、八街市としての教育課題をさらに充実していくために、次年度はどのようにお考えか、お聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

教育センターでございますが、ただいま山田議員もおっしゃったように、今年度から教育センターには、週3日ではありますが専門の指導員を配置し、教職員の指導力向上のための研修に力を入れてまいりました。

今後は、教育センターがさらに充実できるよう、専任の指導主事の配置を要望してまいります。

○山田雅士君

ぜひとも、その専任の指導員実現に向けて頑張っていたきたいと思います。

では、続きまして②に移りたいと思います。

こちらも午前中にお話が出ましたが、ICT化に向けてタブレット端末の導入ということで、今年度の導入の成果と課題についてお聞かせください

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

今回のタブレット導入は、文部科学省が平成23年度に公表いたしました「平成32年度に向けた『教育の情報化ビジョン』」にのっとり、本市の八街市教育大綱や八街市教育振興基本計画、これは平成26年度～平成35年度でございますが、それをもとに対応を進めているところです。

そこで、本市において、八街市立学校7校にパソコン教室機器の更新を、平成29年8月1日より5年間のリース契約にて実施いたしました。実施校は、実住小学校、笹引小学校、二州小学校、沖分校、川上小学校、八街北小学校、八街北中学校の7校です。

利用状況は、導入初期ということで数値でお示しすることはできませんが、例えば、小学校理科「月と地球」や「台風」の授業で、タブレットで記録された写真や動画をもとに考察したり、小学校総合的な学習の時間「修学旅行にむけて」の授業で、パソコン室で調べた箱根や鎌倉の情報をタブレットに保存し、教室で整理したりとさまざまな形で利活用が進んでおります。その様子につきましては、八街市教育センターのホームページに掲載しております。

また、今回の更新にあわせ、ICT支援員、これは情報通信技術支援員のことで、その配置を行いました。現場の先生方の困っていることに素早く対応できることから、先生方からも大変好評をいただいております。

今後は、7校へのアンケート等を実施し、成果と課題を把握し、効果的な活用について研究してまいります。

○山田雅士君

ありがとうございます。今年度は、現状では7校ということで導入していただき、またさまざまな活用をされているということで、非常に頼もしく思います。

今後は、全校配置に向けての取り組みが必要になるかと思えます。また、さらに教員用のPC等の更新もいろいろあつたりすると思うんですが、その辺の課題について、どのようにお考えかお聞かせください。

○教育次長（村山のり子君）

答弁いたします。未整備であります朝陽小学校、交進小学校、八街東小学校、八街中学校、八街中央中学校、八街南中学校の6校につきましても、リース期間の終了にあわせて順次整備を進める方向で検討してまいりたいと思います。

また、先生方が教材作成や成績処理、事務処理に使用しているパソコン、いわゆる校務用のパソコンにつきましては、平成21年度の導入から8年がたち、既に9年を迎えておりま

すので、早急な対応が求められております。市長部局ともしっかりと連携し、整備について計画してまいりたいと考えております。

○山田雅士君

残り6校は、リース期間の終了にあわせてということですが、やはり教育機会の均等という部分では、全校にしっかりと配置されるのが望ましいかと思っておりますので、ぜひともそのように、それが実現されるようにしっかりと取り組んでいってほしいと思います。

では、続きまして、③外国語教科化について聞かせていただきます。

こちら午前中の中でお話が出ましたが、いよいよ教科化が2020年から始まるということで、あと2年ちょっとですかね、の期間がありますが、それまでの間、この外国語に対してどのように取り組まれるのか、八街市としてのお考えをお聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市では、文部科学省の移行措置に伴い、来年度より小学校3、4年生の外国語活動、5、6年生の外国語科を実施いたします。

教育環境の整備としては、今年度、外国語専門の指導主事を新たに1名配置していただきました。また、ネイティブスピーカーである外国語指導助手、これはALTのことですが、その増員のため、公募型のプロポーザルを1月に実施予定です。

また、市内教員の授業力向上のため、文部科学省の施策による外国語活動中核教員養成研修への教員派遣や、本市独自の外国語指導法研修会を行いました。さらに、二州小学校を外国語教育の研究校に指定し、平成30年1月に公開授業研究会を実施します。1年間にわたる研究の成果を幅広く周知し、本市外国語教育の充実に活かします。

教育委員会として、来年度以降も外国語教育充実のため、教育環境の整備、指導者育成に継続的に取り組んでまいります。

○山田雅士君

2020年までの間、しっかりした取り組みをされ、教科化が始まる時にしっかりした体制が整っていることを願います。来年1月には二州小学校で公開授業研究会というものもあるそうなので、それに向けてしっかりと取り組んでいただき、この議会でも何度も話題が出ていますが、やはり2020年東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたって、八街市の子どもたちの外国語能力が、コミュニケーション能力が高まることを期待したいと思います。

続きまして、④各学校消耗品の現状についてお聞きします。

各学校でいろんな形で消耗品が使われていて、その中でどうしても消耗品のやりくりが苦勞しているということをお聞きしますが、その現状について、教育委員会としてはどのように捉えているのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

各学校の消耗品については、例年、概ね学校ごとの要望に応じた予算を配分し、学校の裁量をもって、計画的に執行しております。

各学校においては、限られた予算の中で、工夫を凝らした予算の使い方をしていただいておりますが、今後も学校との調整を密にし、できる限り要望に添った予算配分に努めてまいりたいと考えております。

○山田雅士君

やはり、昨今では印刷物が非常に多く、またカラーでの印刷物も多くなったということで、そういう部分で学校側が苦勞されているという声もお聞きします。ぜひともそういった部分の予算配分はご努力していただきたいと思うのですが、ここまで主に人材、タブレット、それと消耗品、そういった部分でどうしても予算に関わる部分でお聞きしました。

ここでちょっと財政課長にお聞きしたいと思います。やはり、八街市の教育環境を充実させていくためには、こういった教育予算をしっかりと確保していくことが大事かと思いますが、財政課としてどのようにお考えか、お聞かせください。

○財政課長（會嶋禎人君）

各学校の消耗品等々はじめ予算につきましては、先ほど答弁がありましたとおり、教育委員会内においても十分検討した中で、配分しているかとは思いますが。

まさに、今、新年度予算の課内での協議をしているところでございまして、今後の協議につきましても、教育委員会と十分協議した中で対応してまいります。

○山田雅士君

ぜひとも、八街市の子どもたちの教育環境の充実のために、教育委員会、そして財政課、充実した状況が整えられるように要望して、この質問を終了したいと思います。

続きまして、（２）学校教育課と社会教育課の連携についてお聞きします。

両課が交わっているいろんな形でのイベント等を開催されることもありますが、そのイベントでの協力体制がどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会では、年間を通じて各種行事を開催しており、比較的大規模な行事につきましては、担当課のみならず教育委員会の各課等が連携・協力して実施しております。中でも、市内の児童・生徒を対象とした各種事業につきましては、社会教育課と学校教育課とが連携し、各小・中学校の協力のもとに実施しております。

このような場合には、校長会や教頭会を通じて、担当課から事業の案内や説明をし、また必要に応じて個別に該当校への協力依頼を行っております。しかしながら、関係団体の皆様が活動するにあたり、学校側の対応に温度差があると感じられるとすれば、担当課から各学校への事前の説明が十分ではないことなどが考えられます。

教育委員会としましては、事務局内の連携はもとより、各小・中学校に対しましても、迅速かつ丁寧な説明をすることで、各種事業の円滑な実施に努めるとともに、教育委員会全体

が一丸となって青少年の健全育成を進めてまいります。

○山田雅士君

今回この質問をさせていただくにあたって、1つの事例として申し上げたいのが青少年相談員、八街市青少年相談員連絡協議会で主催している少年少女つどい大会、大体毎年12月の第一土曜日に行われているのですが、このイベントは青少年相談員が主体となって企画運営をし、小学生を対象に参加児童の申し込みを行っているのですが、その申し込みの段階で要項が決まり、社会教育課から学校教育課に、生徒たちへ参加の依頼を促してもらうという形になるのですが、その中で、ちょっと今年度残念な状況がありまして、申込用紙を社会教育課で学校教育課に依頼されて配られたのは、その1週間後だったという学校区もあれば、中には申込締切日の1日前に生徒に配布されたと、そういう非常に残念な状況がありました。

この少年少女つどい大会に関しては、青少年相談員が1年に1回主体となって、八街市の子どもたちに喜んでもらうおうと思っっているいろんな形で企画をして、子どもたちに参加してもらって楽しんでもらうおうと頑張っている事業なのですが、肝心の生徒たちの参加に関しては、学校側のお力添えは絶対必要なことであります。その中で、こういった対応があったということで非常に残念に思っております。

そうですね。特にどうしても、先ほど教育長の答弁にもありましたが、学校によって温度差があるというのも、非常に問題だと思います。ある小学校区の子どもたちは積極的に参加できたのに、ある小学校区は申し込みが遅れたために参加できなかった、あるいはそのこと自体知らなかったと、そういう状況は、子どもたちにとってあってはならないことではないかと思えます。

今までのこの集い大会、今年だけじゃなくて毎年やっているのですが、その中では生徒が参加の申込用紙を書いて担任の先生に提出したのに、当日まで、要は社会教育課、青少年相談員運営の方にその申込用紙が届いていなかったと、そういう残念な状況もありました。

そういったことがあると、当日来て、お名前はと聞いて、名前を名乗ってもらっても、参加者の名簿にないということで、子どもたちが何でということ、非常に疑問に思われ、実際には来てもらったらしっかり参加して楽しんでもらってはいるのですが、保険の問題等もありますので、そこはきちり学校側から主催側に参加の申込用紙が届くように、全学校区で周知徹底をお願いしたいと思います。

今回、この問題があって、青少年相談員の中にも非常に学校側や教育委員会に対する不信感というものが、どうしても上がってしまっています。ちょっと私が言うのも変かもしれませんが、八街市の青少年相談員は本当に頑張ってくれているんですね。10月に富里で印旛地区社会教育振興大会があって、その中で、八街市青少年相談員の取り組みがすばらしいから、ぜひ発表してほしいということで、そのときには実住学区の相談員が主催した事業、学校全体を使った宝探しの事業の事例を発表してきました。

また、実は昨日千葉県青少年相談員全体会という県全域の青少年相談員を対象にした大会があって、その中で印旛地区の各市の取り組みを発表しようというときに、今印旛地区内で

は青少年相談員の交流が非常に盛んで、各市町にそれぞれの相談員が、お互いにどんな事業をやっているか、交流が盛んで見学に行ったり来たりしています。その中で、佐倉市の相談員の会長が、八街東小学校区の消防車を使った落書き大会というのを見学に来て、非常に感銘を受けて、ぜひこの事業を全体会で発表してほしいと、そういうふうに言っていただいたような状況があります。

なので、これだけ頑張っている青少年相談員の方に、ある意味でちょっと学校側に足を引っ張られているとそういうような印象を持たれるのは、教育委員会としても望むところではないと思いますので、お互いがしっかり連携しあって八街市の子どもたちの環境の充実に団結して当たっていけるような体制が望ましいかと思っておりますので、ぜひともそういった意味で、各学校にそういった事業、イベント等での連携の際の周知だったり協力体制をしっかり整えていただけるよう、強く要望したいと思います。

○議長（木村利晴君）

質問ですか。

○山田雅士君

はい。

○教育長（加曾利佳信君）

まずは、青少年相談員の皆さんには、日頃から八街市の児童・生徒に対しまして、本当にさまざまな事業を通しまして、健全育成に向けてご尽力いただいていることに、ここで改めて感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

その中で、先ほどお話があったつどい大会に向けての文書配布で、不手際が幾つかの学校であったということで、非常に青少年相談員さんのお気持ちをちょっと裏切るような結果があったのかもしれませんが、それについてはまだちょっと確認をとっておりませんし、検証もしておりませんので、今後、教育委員会の方で確認もさせていただきたいと思っておりますし、なぜそういうことが起きたのかを調べまして、今後そういうことがないようにしたいと思っております。

また、各学校におきましては、青少年相談員さんの事業や活動に対しまして、後ろ向きの管理職そして教員はいないと、私は確信をしております。

今後も、遠慮なく青少年相談員さんの、学校に対してさまざまな連携、そしてご意見を頂戴して、ともに小・中学生を健全に育てていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

今後とも、各学校に対して丁寧な説明等を行って、今後二度とこういうことがないように、青少年相談員さんの日頃の活動に対して後ろ向きにならないように、万全を尽くしていくよう、私の方から各学校に依頼はしていきたいなと思っております。

ありがとうございます。

○山田雅士君

ありがとうございます。そう言っていただいたことで、非常に私としても力強く思います。

今後お互いが協力しあって、すばらしいイベント等が開催でき、八街市の子どもたちに喜んでもらえるような環境づくりに励んでいきたいなと思います。

それでは、続きまして質問事項2の安心・安全なまちづくり、(1)災害対策についてということで、①本年度の台風被害と対策についてお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

10月の台風の被害状況は、台風21号では、冠水及び倒木による通行止めが5カ所、道路冠水6カ所、道路破損4カ所、市道への倒木が5カ所、並びに一部地域で電線破損によります停電の発生、台風22号では、通行止め4カ所、道路冠水6カ所、道路破損2カ所等となっております。

また、千葉県内の台風21号、22号によります農林水産業被害につきましては、キャベツや大根等の露地野菜を中心に、被害額は46億1千万円に達したところでございます。本市では、昨年のような大きな被害はございませんでしたが、落花生、ニンジン、生姜及び大根が冠水によります一部被害があり、被害額は約2千万円を見込んでおります。

現在、千葉県におきまして被害農業者支援のため、県単農業災害対策資金が発動されたことから、被害調査とあわせて融資希望調査を実施しているところでございまして、今後、融資希望者に対しまして利子補給等の支援をまいります。

○山田雅士君

そうですね。今の答弁にもございましたが、前年度の台風があまりにもすごかったために、本年度はそこまで大きな被害ではないということで少し安心しましたが、ただしこれだけの被害があったということで、その被害に遭われた方に関しては、お見舞い申し上げたいと思います。

今のご答弁の中で、道路に関しては何カ所か破損や冠水等が見受けられたということになっておりますが、ちなみに、その具体的な場所等はどういった状況だったのか、お聞かせ願えればと思います。

○建設部長（横山富夫君）

まず、台風21号の方の冠水箇所でございますけれども、住野区で県道富里酒々井線の三島豊店さんの附近が冠水しまして、県道が両方から通行止めとなっております。それから、用草地区の市道111号線のところも冠水いたしまして、その辺につきましても、ポンプアップ等の処置をさせていただきました。あと、富山の102号線のセブンイレブンのところで、大雨が降ると何回も冠水するところがございますけれども、その冠水でございます。それから、沖区で、デイサービスのたんぼぼ附近で冠水しております。他2カ所等しております。

それから、道路破損箇所につきましては、富山区の白松の郷附近、それから大関区のスマイルやちまた附近、それから富山の泉台に入るところのファミリーマート附近。道路修繕、道路破損につきましては、雨が降っている最中に応急処置だけはしておりますけれども、その後、復旧の方はしております。

それから、先ほど市長答弁の中にありましたけれども、停電の箇所につきましては、山田台の126号から入ったところで線が断絶してそこで停電が発生して、その日の夜8時頃には通電しております。

それから、倒木の箇所でございますけれども、四木地先で1カ所、上砂のところで1カ所、大谷流の千葉川上八街線、川上幼稚園附近で1カ所でございます。

台風22号につきましても、県道の富里酒々井線の三島畳店さん附近で冠水の通行止めでございます。あと台風22号につきましては、台風21号と同等の辺が冠水、道路破損箇所につきましては、榎戸区で2カ所道路破損しております。

以上でございます。

○山田雅士君

しっかり復旧の対応をしていただいたということで、市民にとっても安心ではないかと思えます。ありがとうございます。

では、次に農業被害の方でお聞きしたいと思います。

県全体で、先ほど市長答弁にもありましたが、46億1千万円ということで、非常に甚大な被害が千葉県としてはあったのかなど。その中で八街市は今のところ約2千万円を見込んでいるということで、全体からすれば被害が小さい方なのかもしれませんが、それでもこれだけの被害があったということは、やはり農業者の方にとっては非常に大変なことではないかと思えます。

この台風の後には、先月11月19日に産業まつりが控えていたわけですがけれども、この台風により、産業まつりへの影響があったのかどうか、お聞かせください。

○経済環境部長（江澤利典君）

産業まつりに対しての影響はということでございますけれども、去る11月18日に農産物の共進会を実施いたしました。野菜の部と生活改善の部をあわせた全体の出品数については、昨年度より若干減っておりますけれども、351点ということで出品がございました。

野菜の部では、台風や長雨の影響を心配しておったわけですがけれども、これにつきましては、昨年を上回る296点の出品がございました。ちなみに、昨年度は282点でございました。そうした中で、本市の主力作物であるニンジンについては、例年よりもやや肥大が遅れながらも出品されたものは、はだつやが優れたものが多く、特に入賞されたものについては、しり詰まり、色ぞろいのよいものであったと、実は昨日表彰がございましたので、そういう形で審査員からの講評を得たところでございます。

○山田雅士君

ありがとうございます。そうですね。被害がありながら、こうやって産業まつりが無事開催できて、多少状況は苦勞するものがあったかと思えます。私も当日野菜を出しているところにお話を聞いたところ、やはり葉物はちょっと今年は苦しかったということはお聞きしましたが、全体としては、産業まつり自体もかなり賑わいがあるって、場合によっては早々に商品がなくなって閉店するお店もあったぐらいということで、これも関係各団体のいろんな努

力があつたのかなと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。3、街の活性化について、(1)市民体育祭についてお聞きします。

今年度は、残念ながら市民体育祭が中止ということになってしまったのですが、①その中止に至った経緯について、お聞かせ願えればと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本年度も体育の日の行事における市民体育祭の開催に向け、昨年度の体育祭終了後の反省会などの意見を踏まえ、プログラム内容等の変更を行い、誰もが参加しやすい市民体育祭の実現を目指しながら関係団体や区長を含めた支部の代表の方々などと、市民体育祭運営会議等にて協議を重ね、準備を進めておりました。

しかしながら、7月6日の支部長会議において、全支部・全会一致で開催することが困難な状況となり、やむなく中止と決定させていただいたところでございます。

○山田雅士君

非常に残念な結果ではないかと思えます。もちろん、開催するにあたって、選手を集める各地区の方が相当苦勞されていたのは、私も重々承知しております。そういった方のことを思えば、残念ですけれどもやむを得ない部分もございしますが、10月の体育の日にあわせたイベントに対して、期待をしていた市民の方も相当多くいらっしゃるとは思えます。

その中で、体育祭が中止になってしまったということで、じゃあ、その分体育館とか何か、かわりのことができなかったのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○教育次長（村山のり子君）

残念ながら、体育祭が中止になってしまいましたけれども、今年の市民体育祭用に押さえてありました10月8日のスポーツプラザの各施設を無料で開放いたしまして、スポーツの振興に努めさせていただいたところでございます。

○山田雅士君

そうですね。そうやって少しでも市民の方に対して無料開放ということで、広く利用していただけるような状況を作ることができたというのは、体育祭が中止になって残念ですけれども、ひとつ市民にとってありがたいことではないかと思えます。

一応、今後この市民体育祭がなくなって、1つ八街市の楽しみが減ってしまったのかなとありますが、そうしましたら、それにかわるイベントを考えていかなければいけないのかなと思えますが、現状で、②この八街市民体育祭のかわりになるようなイベントについてお考えがあるのか、お聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本年度の市民体育祭については、残念ながら中止とさせていただきました。

今後は、従前の行政主導型の市民体育祭は廃止とし、体育の日におけるイベントについて

は、現在、新たな市民主導型のイベント開催に向け、関係団体などと協議を行い検討しているところでございます。

○山田雅士君

そうしますと、現状ではまだ具体的な形としては上がっていないということになるでしょうけれども、これからいろんな関係団体としっかり協議を重ねていただき、八街市民にとって喜ばれるイベントが開催できるよう、強く要望いたしたいと思います。

では、最後に（２）婚活についてお聞きしたいと思います。

毎年、この時期に婚活の質問をするのは何か定番のようになってしまいましたが、①本年度の婚活イベントの内容についてお聞かせください。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に掲げております「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を実現するための施策として、結婚支援事業を主要事業に位置付け、婚活イベントを平成27年度から実施しております。

昨年度までの2回の婚活イベントにおきまして、14組のカップルが誕生し、そのうち、1組におかれましては、今年結婚され、市内に居住していただいているところであり、また、10月に結婚式を挙げられたことから、結婚記念事業として、ピーちゃん・ナッチャンからの祝電をお送りさせていただいたところでございます。

今年度の婚活イベントにつきましては、今月3日に開催したところでございますが、今回は、くつろぎをテーマに、会場を駅前の飲食店として、25歳から45歳までの男女各10名の募集を行ったところ、男性は20名、女性は18名と多くの参加の申し込みをいただきました。抽選の結果、男女ともに各12名、24名の参加をいただきまして、4組のカップルが誕生したところでございます。

また、今年度につきましては、参加申し込みが多数あったことから、来年3月に2回目の婚活イベントを実施する予定でありますので、こちらにつきましても、多くの方々に参加をいただきまして、結婚を希望する方々へのすてきな出会いの場の創出に努めてまいります。

○山田雅士君

ありがとうございます。昨日開催で4組できたということで、できたてほやほやの情報をお届けいただきまして、ありがとうございます。

では、ちなみに、今回参加者は25歳から45歳までで、定員を超える応募が来たということで、非常にすばらしいことではないかと思えますけれども、ちなみに応募された方、その参加の年代層というのはどのようになっているか、お聞かせください。

○総務部長（山本雅章君）

募集では、ご指摘のとおり25歳から45歳という年齢要件のところ、昨日開催のもので、参加者ですが、男性が20代の方が1名、30代の方が8名、40代の方が3名の12名、それから女性ですけれども、女性は20代4名、30代4名、40代4名の12名、合計2

4名となっております。

○山田雅士君

ありがとうございます。男性の方は30代の方が少し偏っていますが、女性の方は各年代で非常にバランスよく、そこで笑いが起こるのかちょっとわかりませんが、非常にバランスよく参加していただけたということで、いい内容ではなかったのかなと思います。

先ほど市長答弁の中で、応募が多数だったために、本年度内にもう一度イベントを開催するという、非常に素晴らしいことではないかと思えますけれども、ちなみに、その2回目のイベントに関して、どのようなイベントをお考えなのか、お聞かせください。

○総務部長（山本雅章君）

先ほどの市長答弁のとおり、昨日開催の婚活イベントは定員を上回る、もう本当に多数の申し込みをいただきました。ですので、年明けの3月に、今年度第2回目の婚活イベントを開催できるように、準備の方を進めております。

それで、昨日の婚活イベントに申し込んだけれども抽選の結果漏れてしまったという方がおられますので、第2回目のイベントにあたりましては、今回抽選に漏れた方を優先的にご参加いただけるような、そのような配慮をいたします。

それで、また開催の内容ですけれども、1回目と同様に、市内の飲食店において開催を予定しておりまして、定員につきましては、男女各10名ずつの20名で開催する方向で準備を進めております。

○山田雅士君

そうですね。抽選に漏れた方に優先権があるというのは、非常に素晴らしいことではないかと思えます。せっかく応募したのに参加できなくて残念な思いをしているところに、もう一度チャンスがきたということは、最初に応募された方にとっては、非常に素晴らしいことではないかと思えます。また、市内の飲食店ということを言われましたので、それは八街市の経済の活性化という部分においても、非常に大事なことではないかと思えます。

今回はそれぞれ各12名参加して、そうすると約6、8名くらい、男女それぞれ抽選に漏れた方がいらっしゃいますね。その方はもちろん最優先で参加していただきたいと思えますし、それで募集して、もし定員が余るようだったらぜひ私も参加したいと。あくまで応募してきた人が優先ですが。

これからも、この婚活活動が、年を追うごとに非常に充実したものになっていっているのではないかと思えます。私の方は、それに反比例して残念な状況になっているのが本当にちょっと申し訳ないところですけど。今後、このイベントを充実させるものになるように、関係各所に努力していただきたいと思えます。

以上で私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で、誠和会、山田雅士議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(延会 午後 3時04分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第10号から議案第13号

提案理由の説明

2. 一般質問

.....
議案第10号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 平成29年度八街市一般会計補正予算について

議案第12号 平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成29年度八街市水道事業会計補正予算について